

地方への人の流れを生み出すICT

～ふるさとテレワークやWi-Fi全国整備の実現に向けて～

参考資料

平成27年5月12日

**地方のポテンシャルを引き出す
テレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会**

新たなテレワークの推進に向けた方策 (テレワーク等推進ワーキンググループ 最終報告)

1. テレワークの現状と課題
2. ふるさとテレワークについて
3. ふるさとテレワーク推進のためのモデル実証について
4. ふるさとテレワークの普及展開について
5. ふるさとテレワークの波及効果について

1. テレワークの現状と課題

1. 現状認識・課題

3

(1) 地方への移住・定住を阻む要因について

①現在の地方への移住・定住願望について

現在の東京の一極集中を是正し、元気で豊かな地方を創生するためには、都市住民による地方への移住・定住を促進することが必須である。

実際のところ、都市住民の地方への移住願望については、内閣府世論調査によると、平成17年の20.6%から平成26年は31.6%へと大きく上昇している。また、まち・ひと・しごと創生本部が実施したウェブ調査によると、**東京在住者の40.7%が地方への移住を「検討している」又は「今後検討したい」と回答している。**

②将来の地方への移住・定住ニーズの高まりについて

現在日本においては、団塊の世代(1947年～1949年生まれ)が日本の総人口の5%を占めているが、約10年後にこの層が後期高齢者になり相当数の介護が必要になると想定されている。その際、親の介護のため、出身地での勤務を希望する団塊ジュニア世代の社員の急増が見込まれている。

また、現在、特別養護老人ホームの入所申込者は全国で52.4万人であり、東京都で4万人とされている等、大都市圏での入居待機者が多いところ(平成26年3月厚生労働省「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」)。シニア自身の介護ニーズのため、今後、地方移住への希望を持つ者が増大していくと考えられる。

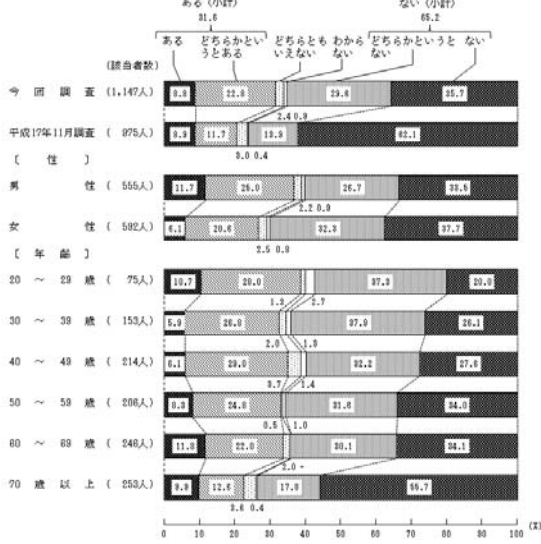
また、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催にむけ、今後海外から東京への投資の増加に伴い、東京の地価が上昇し、これに伴いオフィス賃料が急上昇することも想定されることから、東京における企業のオフィスの地方移転も想定される。

③地方への移住・定住を阻む要因について

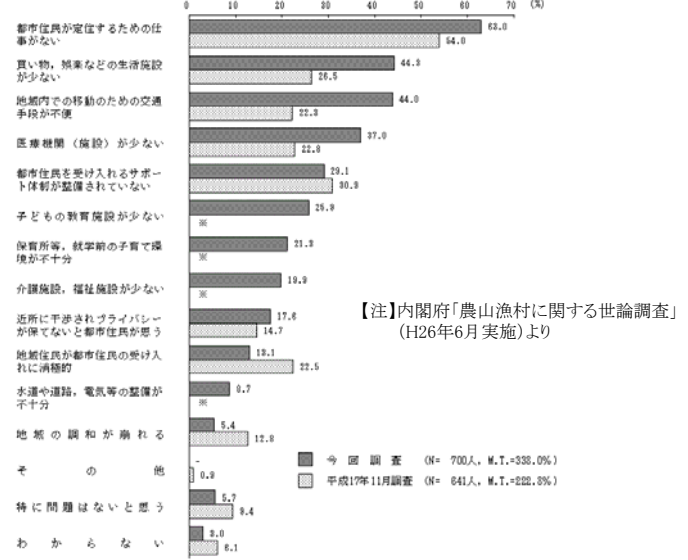
このような地方への移住・定住ニーズの高まりの一方で、同じ内閣府世論調査によれば、地方移住した場合の問題点として、大別して「**仕事がない**」、「**生活に直結したサービスへの不安**」(「交通手段が不便」「医療機関が少ない」「サポート体制が整備されていない」「教育施設が少ない」「子育て環境が不十分」)が挙げられている。

1. 現状認識・課題

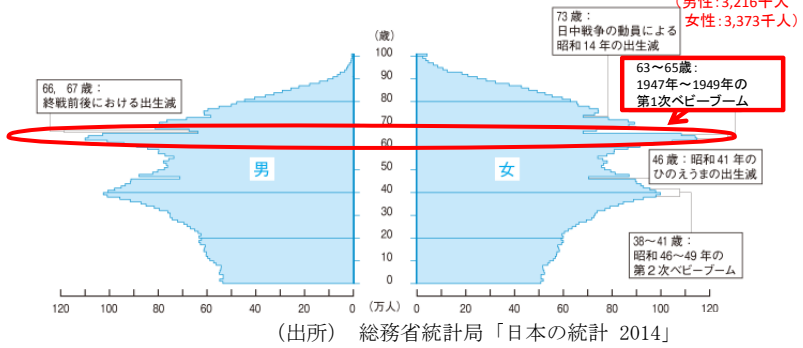
都市住民の農山漁村地域への定住願望の有無



都市住民が農山漁村地域に定住する際の問題点(複数回答)



「国勢調査」による人口を基礎とした推計人口(平成24年10月1日現在)「団塊の世代」



特別養護老人ホームの入所申込者の概況

全国	523,584	(100.0%)
三大都市圏	199,574	(38.1%)
東京圏	107,450	(20.5%)
名古屋圏	38,295	(7.3%)
大阪圏	53,829	(10.3%)
東京都	43,384	(8.3%)
愛知県	11,261	(2.2%)
埼玉県	16,937	(3.2%)
岐阜県	16,794	(3.2%)
千葉県	18,593	(3.6%)
三重県	10,240	(2.0%)
神奈川県	28,536	(5.5%)
大阪府	12,269	(2.3%)
京都府	6,541	(1.2%)
兵庫県	28,044	(5.4%)
奈良県	6,975	(1.3%)

(注)平成26年3月集計。調査時点は都道府県によって異なる。要介護度別に把握できていない4府県(神奈川県, 京都府, 大阪府, 鳥取県)は、前回調査時(平成21年度)の要介護度別の割合等を基に推計。
(出所) 厚生労働省平成26年3月25日発表「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」

1. 現状認識・課題

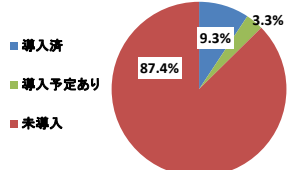
(2) テレワークにおける現状と課題

地方における「仕事がない」ということが、地方への移住・定住(地方からの人の流出防止を含め)を阻む大きな要因となっている。これまで、地域活性化施策は、地元産業の創生、企業誘致に焦点が当てられてきたが、東京一極集中を大きく改善するものとはなっていない。これからは「人を誘致する」という視点にパラダイムシフトしていくことが重要である。これを打開する可能性を秘めた一つのツールとして、時間・場所の制約に縛られずに仕事をする事ができる「テレワーク」が挙げられる。テレワークは工場のライン業務等、一部の現業職以外の幅広い職種において活用することが可能である。現に、クリエイティブワーカーがテレワークを大いに活用している実例が、ワーキンググループにおいて紹介されたところである。しかしながらテレワークには多くの課題が存在している。

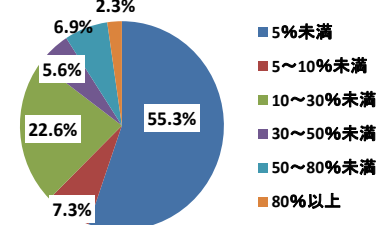
① テレワークに関するアンケート調査(総務省「平成25年通信利用動向調査」)

総務省が実施した「平成25年通信利用動向調査」によると、テレワークの導入企業は9.3%にとどまり、かつ導入企業においても、その55%はテレワークを利用する従業員が5%未満となっている。テレワーク導入に当たっての阻害要因として、同調査によると、「テレワークに関する認識不足」(※)(テレワークに適した仕事がない、導入のメリットがよくわからない)、「セキュリティ」(情報漏洩が心配)、「マネジメント」(業務の進行管理が難しい、社内コミュニケーションに支障がある、社員の評価が難しい)等が挙げられており、これらの課題解決に向けた取組が必要である。

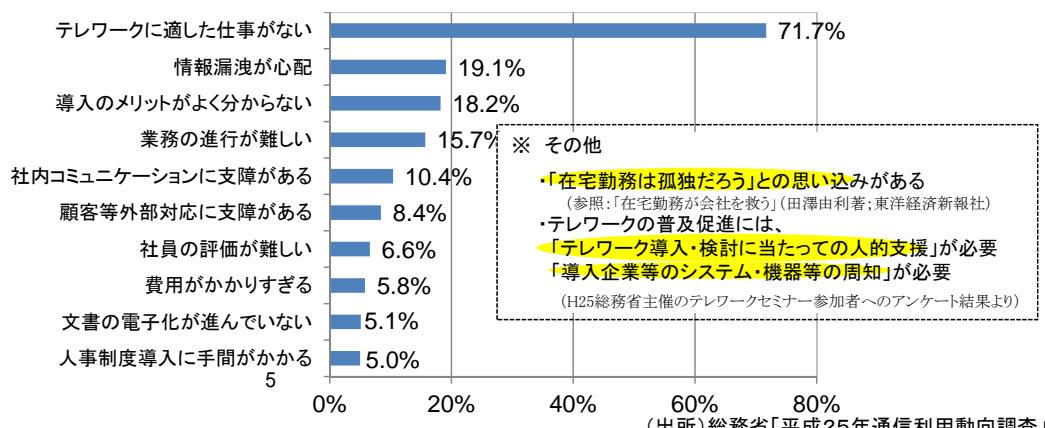
【テレワーク導入企業の割合】



【テレワーク制度を利用する従業員の割合】



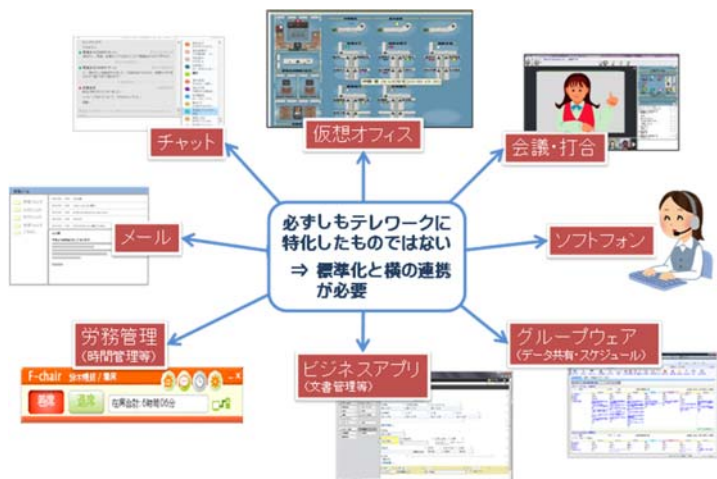
【テレワークを導入しない理由】



② 技術面の動向

テレワーク普及にあたって考慮すべき点として、ICTの技術面の動向がある。特に近年のクラウドサービスの進展により、グループウェアやコミュニケーションツール等が登場し、低廉なテレワークの実現に向け機が熟しつつある。
 しかし、**これらのサービスはテレワークに特化したものではないため、ストレスフリーなコミュニケーションや就業時間管理は難しい**。また、多種多様なサービスが複数の事業者から提供されているため、**各社のサービス間で連携がとれない**等の課題が存在する。このため、**テレワーク実施に必要な機能の一定の標準仕様と横の連携が必要**である。

テレワークの各機能の連携



現在実施可能な
テレワークに必要なとされる機能

分類	サービス	概要
コミュニケーション	TV会議	TVを使った会議専用システム
	Web会議	PCを使った会議サービス
	メール	メールでのコミュニケーション
	SNS	掲示板形式コミュニケーション
	仮想オフィス	仮想のオフィスでコミュニケーション
	チャット	チャットでのコミュニケーション
	ソフトフォン	PCを使ったIP電話
	ビジネスフォン	内線転送等の機能を持つIP電話
	総合ソリューション	電話、メール、チャット等の一元管理
	業務環境	プロジェクト管理
Webデータベース		データベースをクラウド上で共有する
ビジネスアプリ		文書管理やコミュニケーションを一元管理
グループウェア		データやスケジュールを共有
ストレージ		文書データをクラウド上で一括管理
労務管理		就業時間管理

総務省のアンケートからは、テレワークを導入しない理由として「テレワークに適した仕事が無い」「孤独感」といった意識の問題や、勤務時間管理等のマネジメントの課題がある。この点、**あたかも自宅のPCにオフィス環境を再現し、意識せずに時間管理を行うことを可能とするバーチャルオフィス環境を整備していくことが効果的である**。

(3) 地方への人の移住促進の観点から見たテレワークの現状

徳島県神山町では、過疎地域にサテライトオフィスを整備し、ICTベンチャー系企業の誘致を推進した結果、人の移住と社会増を実現。地方への人の移住促進という新たな観点からのテレワーク活用の可能性を示した。

これまでのテレワークは、地方への移住促進の観点から活用されたことは少なく、テレワークの運用についても、対象者を育児・介護の必要があるものに限り、テレワークを週2回までとする例がある等、「限られた人が限られた時間だけ利用する」という限定的なものとなっている。ワーキンググループにおいても、いくつかのテレワーク導入の実例が紹介されたが、限定的な利用に留まるものであった。また、導入する企業側においても、経営戦略として浸透していない。(東日本大震災後はテレワーカーは増加しており、経営上必要となればテレワークは進展することを示している。)

一方、テレワークに関する企業ニーズと事業環境に変化の兆しが見られており、雇用の創出、人の移住受け入れといった地域のニーズ、テレワーカーのニーズとマッチする可能性が高まっている。

(近年のテレワークに関する企業ニーズ)

- (特に中小企業の) 地方における優秀な人材確保
- 育児・介護離職による人材流出の防止
- 災害時の業務継続性
- 地域におけるビジネスチャンス拡大のための、低コストで試行的導入が可能なサテライトオフィス/テレワークセンター※の活用に対する機運の高まり

(企業、テレワーカー、地域のニーズをマッチングする仕組みを設け、テレワークを後押しする必要がある。)

今までは例えば「週1、2日、限られた人が限られた期間にのみ行う」という形態であったが、**今後は「いつもの仕事をどこにいってもできるテレワーク」が求められる**。

さらには、このような**地方への人の移住を促すという新たな観点を加えることによって、テレワーク全体の推進を図ることが可能**であると考えられる。

※ サテライトオフィス/テレワークセンターについて、本報告書では以下のとおり整理。

- ・サテライトオフィス: 企業または団体が、本拠地から離れた場所に設置する、自社専用の小規模オフィス
- ・テレワークセンター: テレワークを推進する地方拠点。共働利用型オフィス。
 「共働スペース」だけでなく、「業務受託」「人材育成」「地域企業への普及」等の複数機能を持つ。
 「ふるさとテレワーク」(後述)では、都心部企業や人材の受け入れも実施する。

2. ふるさとテレワークについて

2. ふるさとテレワーク

9

本WGにおいては、地方への人の誘致を実現する(移住を促す)新たなテレワークとして「ふるさとテレワーク」を提言

【ふるさとテレワークの意義】

ふるさとテレワークは、「週1、2日、限られた人が限られた期間のみ行う」という従来の限定的なものではなく、いつもの仕事がどこでもでき、東京の仕事をそのまま地方で続けられるという、テレワーク本来の特性を最大限引き出すものであり、地方への人の誘致というパラダイムシフトを実現し、地方創生の先行的実施という観点からも重要。

【ふるさとテレワークの定義】

いつもの仕事をどこにいてもできるよう、バーチャルオフィス等の孤独感を感じさせないツールを活用し、地方へUターン(リターン)しても、自宅やサテライトオフィス/テレワークセンターでの就労を可能とする雇用型・自営型テレワーク

【ふるさとテレワークの類型】

類型A: 地方のオフィスに、都市部の企業が社員を派遣し、本社機能の一部をテレワークで行う

類型B: 子育てや親の介護を理由に地方への移住を希望する社員が、テレワークで勤務を継続する。

類型C: クラウドソーシング等を利用し、個人事業主として、又は起業により、都市部の仕事をテレワークで受注する

類型D: 都心部の企業が、テレワークで働く人材を、新規に地方で採用する

※ ふるさとテレワークの形態を検討するに際しては、上記の形態の他、企業のモチベーション(人材確保への危機意識、企業イメージの向上等)にも配慮する必要がある。

【類型A】:

地方のオフィスに、都市部の企業が社員を派遣し、本社機能の一部をテレワークで行う

【類型B】:

子育てや親の介護を理由に地方への移住を希望する社員が、テレワークで勤務を継続する

【類型C】:

クラウドソーシング等を利用し、個人事業主として、又は起業により、都市部の仕事をテレワークで受注する

【類型D】:

都心部の企業が、テレワークで働く人材を、新規に地方で採用する

ふるさと
テレワーク

×

企業のモチベーション(人材確保への危機意識、企業イメージの向上等)

3. ふるさとテレワーク推進のためのモデル実証について

3. ふるさとテレワーク推進のためのモデル実証

11

(1) モデル実証(ふるさとテレワーク推進事業)の意義

- ふるさとテレワークには、地方への移住を阻む「仕事がない」、「生活直結サービスに対する不安」という要因を解決する可能性がある。しかしながら、地方は人口規模、地場産業の状況、大都市からの遠近といった地理的状況、自然環境、インフラの状況等、様々な特色があり、これらの起因する課題は区々である。このため、ふるさとテレワークの推進にあたっては、以下の取組を進めることとする。
- ① 地域実証： 地域特有の各課題に対応したモデル構築のため、地域からの提案を公募し、地域での実証を行う。
- ② 共通基盤構築： 本実証の他地域への展開も視野に入れ、各モデルに共通する基盤を構築し、その検証を行う。

(2) 地域実証

i) 地域実証の内容

- 前述のふるさとテレワークの類型を組み合わせることで実証する。都市からの人の移動という地方創生の趣旨に鑑み、類型A又は類型Bの実証を必須とする。
- 地方に整備したサテライトオフィス/テレワークセンターを拠点に、都市部の企業が人を派遣又は移住させ、都市部の仕事を都市部にいたときと同様に行うことができるテレワーク環境を構築・検証する。
- 地域において不足している生活直結サービスをサテライトオフィス/テレワークセンターにおいて地域に提供する機能についても検証する。

ii) 地域実証の地域要件

- 東京圏、中部圏中心部及び近畿圏中心部以外の地域にサテライトオフィス/テレワークセンターを整備し、設置される市町村には人の移動(移住、長期派遣等)を伴い、都市部の業務等をテレワークを活用して行うこと。

iii) 地域実証において想定されるモデル例

- 地域の実情に応じ様々であるが、想定されるモデル例として以下に示す。

モデル1 (人口5万人以上の都市、類型A+類型B+類型D)

○帰省希望者が多く、一定規模の地元企業が存在。三大都市圏から遠い、または、近くても昼間人口の流出が多いものの一定の生活環境は整っているため、大企業のプロジェクトベースの試行的活用も可能。

【企業メリット】 育児・介護による人材流出防止、地方の優秀な人材の確保が可能となり、人材の多様性確保による生産性の向上が実現する。

【地域メリット】 地域の認知度が向上し、移住者が増加。地域住民に対する雇用も拡大。

モデル2 (人口5万人未満の都市、類型A+類型C)

○遠方のため他の都市へ通勤は不可能、地元企業も少ない。豊かな自然環境をもつ。

【企業メリット】 企業にとっては、業務委託による生産性向上やオフィスコストの削減を実現するとともに、ベンチャー企業の誘致モデルとして、社員のリフレッシュというニーズを充足。また大企業の社員へのメンタルサポートにも対応。

【地域メリット】 ベンチャー企業の誘致モデルとして地域の認知度が向上し、移住者が増加。特に自然の魅力を活かしてテレワーカーの誘致が可能。

iv) 地域実証において想定されるテレワークの機能の例示

1) 基本機能:

モデル実証においては、まずはバーチャルオフィス等のストレスフリーなテレワーク機能の検証を行うことが必要である。これは地域の実証のベースとなるもの。あわせて生活直結サービスについては、地域で必要となるサービスがクラウド上で円滑・効果的に提供可能であるかを検証。

2) テレワークの受入れ機能:

進出企業が円滑にサテライトオフィス/テレワークセンターを利用できるような施設管理、環境整備、社員の生活や地域へのとけ込み支援。

3) 啓発・導入支援機能:

サテライトオフィス/テレワークセンターの利用の裾野を広げるため、地域の他の企業に対するテレワーク導入支援。

4) 業務受託機能:

都市部企業の業務を受託し、自営型テレワーカーへの発注を円滑にする機能。具体的には、チーム体制の構築、業務の仕上がり担保等。

5) 人材育成機能:

女性・障害者等を含む地域のテレワーカーとして育成する機能。具体的にはe-ラーニング等によるICTスキルの習得等。

(3) 共通基盤構築の内容

モデルの構築に際しては、すでに市場において様々なテレワークツール、生活直結サービスを提供するツールが存在するが、各地域の実情に応じて必要な機能を取捨選択できることが必要。そのため、各モデルに共通する基盤整備として、以下のような取組が求められる。

ーテレワーク及び生活直結サービスのクラウド提供を行う基盤(クラウド基盤)の構築及び運用

ー上記サービスの利用者をサポートするためのカタログサイト機能等の提供

＜機能例＞アプリケーションカタログ機能、口コミ、ランキング機能、各種お知らせ、参加企業間のコミュニケーション機能等

ー企業と自治体のニーズのマッチングも含めた、地域実証の各事業主体に対する「ふるさとテレワーク」のコンサルティングの実施

＜機能例＞「ふるさとテレワーク」実施にあたってのシステム面、労務管理等に関する課題に対する検討・提案、進出企業と受入れ自治体のマッチング推進のための情報共有の強化(地域経済グローバル循環創造事業の活用等)、各種の移住促進策(移住・交流情報ガーデン・全国移住ナビ等)の活用、地元のコミュニティとの連携ノウハウの提供、ふるさとテレワークを実施するための業務分析等

ー「ふるさとテレワーク」の共通仕様の策定や普及展開のための周知広報活動等の実施

ー地域実証の各事業の進捗管理、報告会(中間・最終)の開催等の実施

3. ふるさとテレワーク推進のためのモデル実証

(4) 成果指標

- ・ふるさとテレワークは、都市から地方への人の移動を実現するためのツールであるとともに、テレワークという観点からすれば、企業にとってのメリット、就労者にとってのメリットという側面もあり、これらの観点から成果指標を設定することが求められる。
- ・このため成果指標としては、以下のような例が考えられる。

[地方創生の観点]

- ー実証期間中における人の移動・定住・派遣がどの程度あったのか、地元における雇用がどの程度生み出されたか
- ー地元産業への経済効果がどの程度生み出されたのか、地元資産(休眠施設等)の活用がどの程度なされたか

[テレワーク有効性の観点](企業、就労者)

- ー業務の効率性はどの程度向上したか(営業件数の増加、社内コミュニケーションの効率化、残業時間の増減、離職率の低下等)
- ー業務の創造性はどの程度向上したか(新しい製品・サービスの開発、製造、販売プロセスの改良等)
- ーコスト削減はどの程度あったのか
- ー外的評価の変化はどの程度あったか(人材の確保(応募者数増を含む)等)
- ー就労者(テレワーカー)の柔軟な働き方は可能となったのか(家族との共有時間の増加等、家事・育児・介護と仕事の両立等)
- ー社内の人事制度、賃金体系等のあり方はテレワークにおいても有効であったか

[サテライトオフィス運営ノウハウの観点]

- ー進出企業に対する相談体制等は十全に機能したか(地域における各種サービスや支援策の紹介等)
- ープロモーション活動は有効に機能したか(参加自治体や企業等のモチベーション向上、他地域への波及効果等)
- ーどの程度自立可能な体制を構築できたか

【想定されるモデル例】

地域実証 A市(人口5万人以上の都市)

帰省希望者が多く、一定規模の地元企業が存在。三大都市圏から遠い、または、近くても昼間人口の流出が多いものの一定の生活環境は整っているため、大企業のプロジェクトベースの試行的活用も可能。

A市におけるニーズ
 地域：地域の認知度が向上し、移住者が増加。地域住民に対する雇用も拡大。
 企業：育児・介護による人材流出防止、地方の優秀な人材の確保が可能となり、人材の多様性確保による生産性の向上が実現する。

対応

テレワーク機能
 企業等によるサテライトオフィス／テレワークセンターの利用

+

生活支援サービス
 子育てサービス、観光ポータル、防災対策、遠隔教育、遠隔医療等

地域実証 B市(人口5万人未満の都市)

遠方のため他の都市へ通勤は不可能、地元企業も少ない。豊かな自然環境をもつ。

B市におけるニーズ
 地域：ベンチャー企業の誘致モデルとして、地域の認知度が向上し、移住者が増加。特に自然の魅力を活かしてテレワーカーの誘致が可能。
 企業：企業にとっては、業務委託による生産性向上やオフィスコストの削減を実現するとともに、社員のリフレッシュというニーズを充足。また大企業の社員へのメンタルサポートにも対応。

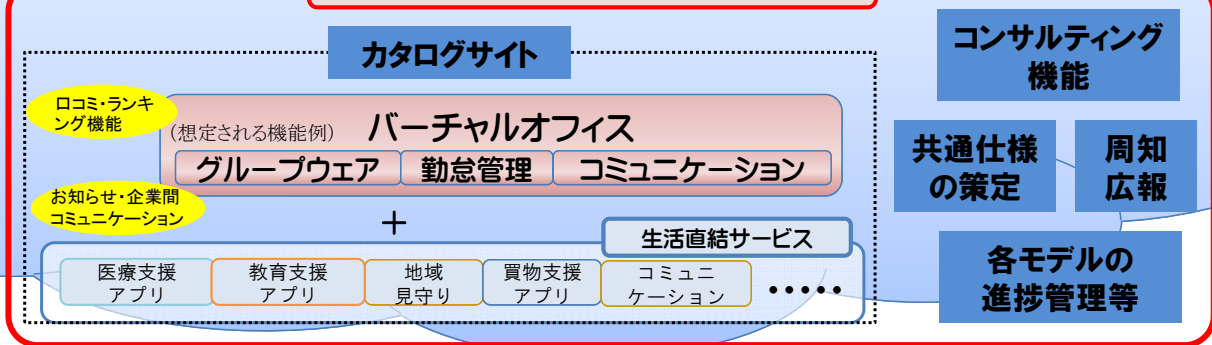
対応

テレワーク機能
 公共施設を利用した、リターンを促進するサテライトオフィス／テレワークセンターの利用

+

生活支援サービス
 遠隔教育、遠隔医療、買い物・生活支援、コミュニティ支援、農林水産業支援、行政サービス、防災対策等

「ふるさとテレワーク」を実現する共通基盤



4. ふるさとテレワークの普及展開について

(1) ふるさとテレワークの推進

- ・ふるさとテレワークの推進のためには、まず、モデル実証で得られた課題や成果を共有することが重要である。このため前述した成果指標に基づき実証結果の分析が求められる。
- ・さらに、ふるさとテレワークの推進にあたっては、公的支援のみならず、センターの運営ノウハウの蓄積・共有やテレワーク導入にかかるコンサルタントを行う人的支援メニューの充実、地域と企業のマッチング機能の検討、国や自治体、関係団体による普及啓発が必要である。
- ・これらの取組にあたっては、国・自治体・企業の連携のもとに行われることが必要である。
- ・ふるさとテレワークを推進しようとする地域・企業にあつては、これらの普及展開策に留意し、自立モデルを構築することが求められる。

【取組項目別】**① サテライトオフィス／テレワークセンターの運営**

- ・サテライトオフィス／テレワークセンターの運営は企業、自治体、NPO法人が担うことが考えられるが、自立的な運営を可能とすることが必要である。
- ・この点、本WGにおいては神山町の例としてNPO法人グリーンバレーの取組が報告された。徳島県や神山町においては、自立的運営に不可欠な企業誘致の取組として以下のものが行われている。

ープロモーション会議

進出企業、NPO、行政関係者等サテライトオフィス関係者同士の情報共有のためのテレビ会議。進出企業の日頃の悩みの解決の場としても活用されている(カーシェアリングが生まれている)。また、会議をオープンにしプレスリリースを用意することで情報発信の場としても活用。

ー広報・周知の手段

広報、周知の手段として、視察ツアーの実施、お試し滞在や大都市圏の企業に対する広報イベントを実施し、テレワークの可能性をアピール。こうした取組の中では視察者等の口コミ効果が大きいとの報告もあった。

ーINAKAオフィス・コンシェルジュ事業

進出企業の相談窓口の設置やホームページ等によるサテライトオフィスの魅力発信

- ・このような成功事例をもとにサテライトオフィス／テレワークセンターの運営主体は、企業誘致や進出企業のよろず相談、情報発信に取り組むことが求められる。

4. ふるさとテレワークの普及展開

② 人的支援

- ・テレワークについては、既に国の事業として専門家派遣や相談センターの運営が行われるとともに、民間のコンサルタントビジネスも出現しているが、これらの取組は、未だ十分な規模には至っていない。
- ・テレワーク導入のコンサルタントにあたっては、ICTシステムに関する知識、労務管理方法に関する知識、執務環境に関する知識、テレワーク導入事例、テレワーク関連の助成金に関する知識等、多岐にわたる知見が必要であり、このような知見を持つ人材を養成する必要がある。
- ・このため、こうしたテレワークに関する専門家を養成するためのガイドブックの作成や研修メニューの充実等を行う必要がある。
- ・将来的には、ふるさとテレワークの基盤を運営する主体と連携して、このような人的支援を円滑に行うことが望ましい。

③ マッチング機能

- ・上述のサテライトオフィス／テレワークセンターの運営主体においては、プロモーション会議や広報イベントを通じて様々な人的コネクションを形成し、こうした活動を通じてマッチング機能を各運営主体が担うことが期待される。
- ・サテライトオフィス／テレワークセンターの利用企業からは、どの地域でどのような支援が受けられるのか支援メニューの一覧が存在せず、進出先検討にあつてのハードルを上げているとの意見もあった。このような各地域ごとの支援メニューの一覧化もマッチング機能を支えるものと考えられる。
- ・また、ある地域の支援メニューの一覧化のみならず、これら各地域の支援メニュー一覧をデータベース化し、将来的にはふるさとテレワークの基盤を運営する主体が、このようなデータベース作成・維持、企業からの問い合わせに答える役割を担うことも考えられる。
- ・企業による優秀な人材確保も非常に重要であると考えられるため、地方における大学と運営主体の連携も今後は予想される。

④ 公的支援

- ・サテライトオフィス／テレワークセンターを自立的に運営するためには、自治体の支援が不可欠である。
- ・サテライトオフィス／テレワークセンターの運営にあつては、利用主体である進出企業やUターン(Iターン)希望者の把握などが必要であり、この点、首長のトップセールスなど自治体の役割は不可欠である。
- ・サテライトオフィス／テレワークセンターの施設運営に対する補助が課題となるが、この点、神山町では、徳島県がサテライトオフィス開設事業者向けの補助金、県外のクリエイター等を誘致する際のサテライトオフィス向けの家屋の改修費用に対する補助金、移住者向けの移住予定住宅の耐震改修工事費用への補助金等を用意している(次々頁参照)。このような進出企業支援、移住支援のメニューの充実が必要である。その際、移住支援策や進出企業支援策の充実のみならず、これら施策を連携して実施することが重要である。
- ・国は、テレワークを導入する企業に対する専門家派遣、助成金の交付等の支援を行っており、今後ともこれらの施策は重要である。

④ 公的支援(続き)

・「平成27年度税制改正の大綱」(平成27年1月14日 閣議決定)等によれば、企業の地方移転に関し、地方拠点強化税制が創設されることとなり、自治体による地域再生計画の策定(国による認定)及び企業による地方拠点強化実施計画の策定(知事による承認)を条件として、東京23区から東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部以外の地域に本社機能を移転する場合、オフィス減税として建物の取得額の25%の特別償却又は7%の税額控除が受けられ、増加雇用者一人あたり最大80万円の税額控除が受けられるようになることとされている。

また、東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部以外の地域の本社機能の拡充の場合、オフィス減税として建物の取得額の15%の特別償却又は4%の税額控除が受けられ、増加雇用者一人あたり50万円の税額控除が受けられるようになることとされている。

サテライトオフィスによる進出の際も、これらの条件を満たせば、地方拠点強化税制の対象となり得る。

・テレワークの実施にあたっては光ファイバ等の情報通信基盤が不可欠である。このため、特に過疎地等の条件不利地域については情報通信基盤の整備に関する公的支援が必要となる。

⑤ 普及啓発

・企業及び個人向けのセミナーの開催、相談センターの運営等を通じた普及啓発を行う必要がある。

・ふるさとテレワークの趣旨に鑑み、これらのセミナー、相談センターの運営にあたっては、サテライトオフィス/テレワークセンターの運営ノウハウなど自治体への普及啓発もあわせて行う必要がある。

・テレワークの推進には企業の経営層の意識に訴えることが不可欠である。この点、経済産業省においては「ダイバーシティ企業100選」を創設し、ダイバーシティ経営をしている企業の顕彰を行っているところである。テレワークにおいても、例えば、時間や場所にとらわれない働き方を支える人事制度やICT環境、ライフイベントによらず継続就労を実現した取組、地方への人の移動を実現した取組、これらによる経営上の効果等の観点からテレワークを推進する企業100選のような取組を行い(取組案：次々頁参照)、企業の経営層の意識改革を促すことが重要である。

【徳島県によるサテライトオフィスへの支援制度一覧】

	支援制度	支援対象	補助内容
サテライトオフィス 開設事業者向け	ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業補助金	クリエイティブ事業者、SOHO事業者	県内の過疎市町村でクリエイティブ事業又はSOHO事業を営もうとする事業者に対して、事務所の運営費用等必要な経費を助成
	情報通信関連事業立地促進補助金	情報通信関連事業者	県内に情報通信関連事業所を設置する企業に対して、新規地元雇用者及び開設費用等必要な経費に対する助成
市町村向け	ふるさとクリエイター・テレワーク施設等導入促進整備事業補助金	過疎町村	過疎町村が、県外のクリエイターやSOHO事業者等を誘致するために、サテライトオフィス等として貸与する家屋・廃校舎等の増改築等に要する経費を補助
耐震化・リフォーム 工事向け	住まいの安全・安心なリフォーム支援事業補助金	県内に居住しようとするもので、移住予定住宅の耐震改修工事(簡易な耐震改修、併せて行うリフォームを含む)を行う者	大地震における住宅の倒壊等による被害の軽減を図ることを目的とし、県民が木造住宅の耐震化工事若しくは耐震化工事と併せて行うリフォーム工事(住まいの安心・安全なリフォーム支援事業に限る)を実施する場合に、その経費の一部を補助
	徳島県木造住宅耐震改修支援事業補助金	県内に居住しようとするもので、移住予定住宅の耐震改修工事を行う者、または移住予定者の移住の用に供する目的で所有する住宅の耐震改修工事を行う者	※平成24年度から、県外からの移住の為にを行う工事も補助対象に

テレワークを推進する企業100選(案)
 <新しいワークスタイルを実現する会社100選>

タイトル	(ICTを活用した)場所や時間にとらわれない新しいワークスタイルを実現する会社 100選	
目的	企業における、場所や時間にとらわれない新しいワークスタイルの実現への積極的な取組を評価し、ベストプラクティスとして発信することで、様々な規模・業種における新しいワークスタイル実現を加速させる。	
概要	ICTを活用した場所や時間にとらわれない新しいワークスタイルを実現する会社を表彰する。 「ICTを活用した場所や時間にとらわれない新しいワークスタイルを実現する会社」とは以下のようなものを想定。 <ul style="list-style-type: none"> • 育児・介護・ケガ・病気等によって現在の職場に出勤することが困難な従業員の継続雇用を実現する企業 • (サテライトオフィスや在宅で)地方に居ながらにして働く人を採用・雇用する企業 • 地方に暮らし起業等を行うことで都市部の業務を遠隔で受注する企業 • 上記の企業に対し業務を発注する都市部の企業 	
評価項目	(1)環境整備面 <ul style="list-style-type: none"> • 時間や場所にとらわれない働き方を支える人事制度の整備状況 <例>フレックスタイム制度、裁量労働制度、在宅勤務制度等 • 時間や場所にとらわれない働き方を支えるICT環境整備状況 <例>業務電子化(電子決済、ノンペーパー等)、会議や在席管理の電子システムの導入(TV会議システム、コミュニケーションシステム等)等 	制度や環境の有無、適用範囲、活用度合いで判断
	(2)取組面 <ul style="list-style-type: none"> • 地方創生に貢献した取組 <例>本社・支社等の地方移転、地方のサテライトオフィス等を活用した地方雇用 • ライフイベントによらず継続就労を実現した取組 <例>育児や介護等で通勤困難な社員への取組、配偶者の転勤や介護等で移住せざるを得ない社員への取組 	取組の主旨との一致、取組の実践性・新規性、それぞれの目的へのインパクトで判断
	(3)経営面 <ul style="list-style-type: none"> • 上記取組によってもたらされた経営上の効果 <例>売上・利益向上、コスト削減、新事業・新商品開発、人材確保、離職率の低下 等 	
評価方法	応募書類をもとに、有識者で構成される委員会で審査し、受賞企業を決定。書面による一次審査とヒアリングによる二次審査を設定。	

5. ふるさとテレワークの波及効果について

(1) 波及効果の指標

- ふるさとテレワークの波及効果については、様々な観点からこれを捉えることが可能であるが、都市からの人の移動の促進、地元雇用の創出、地域の活性化といった地方創生の趣旨を踏まえ、「移住人口」、「地元における雇用効果」、「地場産業の活性化」の3つの指標を掲げる。

① 移住人口

- 都市からの人の移動を端的に示す指標であり、受入れ市町村の実情や人口規模に応じ、以下の波及方法に基づく推計を行った。
 - 小規模市町村(人口～5万人)においては、神山町のように自然の魅力、育児・介護等を目的とし、中小ベンチャー企業が本社機能の一部を移転するようなふるさとテレワークを想定(神山町モデル)
 - 中規模市町(人口5万人～20万人)においては、一定水準以上の生活環境が整っていることから、都市の大企業を含めたプロジェクトベースのふるさとテレワークを想定(沖縄IT津梁パークモデル)
- 以下に掲げる波及方法の考え方にに基づき推計した結果、

移住人口(年間)は、①小規模市町村では1.3万人、②中規模市町では2.4万人、合計で3.7万人。

※移住人口の推計については、あくまで地域のインフラ、地域団体の誘致に関する取組等を前提としたものであることに留意が必要。

【波及方法の考え方】**①小規模市町村(人口～5万人) [移住モデル:神山町]**

ふるさとテレワークの類型:自然の魅力、育児・介護等を目的としたUターン、業務受託環境整備を目的としたふるさとテレワーク

- 神山町(人口6,000人)では、人口に対して0.45%/年が移住
- 対象となる市町村(人口5万人未満)の全人口は約2,040万人
- これらのうち、「気概のある」市町村を抽出する。
 - 総務省の調査結果(※)に基づき、地場産業のICT利活用促進に
 - ・積極的な市町村(10.6%)では、神山町の2分の1の実現率
 - ・やや積極的な市町村(34.1%)は、神山町の4分の1の実現率で人口移住が生ずると想定。

※「地域におけるICT利活用の現状及び経済効果に関する調査研究」(H24)における、自治体への「今後、地場産業のICT利活用促進に取り組もうと思うか」という質問に対する回答

- 以上より、移住人口(年間)は、 $2,040万人 \times 10.6\% \times 0.45\% \div 2 + 2,040万人 \times 34.1\% \times 0.45\% \div 4 \div 年$ **≒ 1.3万人/年**

→上記の各数値には、当該地域における地場産業の活性化状況(地域中核企業の存在)が大きく影響すると考えられる。

②:中規模市町(人口5～20万人) [移住モデル:沖縄IT津梁パーク]

ふるさとテレワークの類型:一定規模の人口の誘致を目的とした、プロジェクトベースのふるさとテレワーク

※沖縄IT津梁パークは沖縄県が国内外の情報通信関連産業の一大拠点の形成を目指すプロジェクトであり、IT関連企業を誘致している。ふるさとテレワークの導入事例ではないが、中規模都市のIT企業誘致の事例として、雇用効果・移住効果の数値を転用したもの。

- 対象となる市町(人口5万～20万人)は429市町、全人口約4,060万人
- ①における市町村の「気概」を考慮。
- うるま市(人口11.6万人)がICT産業拠点の形成により8,000人の雇用を目標
- 雇用目標の4分の1である2,000人が5年間で移住するとして、 $429市町 \times 2,000人 \times 10.6\% \div 2 + 429 \times 2,000人 \times 34.1\% \div 4 = 11.9万人$
- 従って、この場合の移住者数(年間)は、**2.4万人/年**

5. ふるさとテレワーク推進事業の波及効果

② 地元における雇用効果

- ふるさとテレワークにおいては、都市からの人の移動に加え、サテライトオフィス/テレワークセンターの開設等により地元での雇用創出効果も見込まれることから、神山町の事例を基に以下の推計を行った。

<地元における雇用創出効果>

- 神山町における直接の地元雇用数
⇒ 2014.10.28時点で29名
- 周辺の産業における雇用効果
⇒ 飲食店・ゲストハウス等、5店舗で各4人として20名
⇒ 20+29=合計49名
- 神山町の移住人口の合計81名に対して49名
- 前頁の年間3.7万人として、 $3.7万 \times 49/81 =$ **2.2万人(年間)の地域雇用効果**

③ 地場産業の活性化

- ふるさとテレワークによる人の移住、地元雇用の創出が実現されれば、そこに経済効果が生まれ、地場産業の活性化という形で地域経済に波及することが見込まれることから、神山町の事例を基に以下の推計を行った。

<地場産業に与える経済波及効果>

- 神山町においては、サービス産業(飲食店等)が活性化
- 外食等の飲食
⇒ 一人当たりの消費支出を1日あたり2,000円と設定(外食+食費等)⇒年間73万円
- さらに、住居費用等として月5.5万、光熱費用2万として、年間90万円
- 前頁の年間3.7万人として、年間で、 $(73万円+90万円) \times 3.7万人 \Rightarrow$ **約603億円**

※ この他、医薬品、教育等の支出を踏まえると、この金額以上の効果を想定

- 介護ニーズにより、都市圏から地方に移住する人口を推計。
- これによると、2020年までに三大都市圏(東京圏、大阪圏及び名古屋圏)で86万人の地方への移住ニーズがあると推計。
- 具体的には、それぞれの都市圏のうち、今後両親の介護ニーズが発生する地方出身者の人数と、各世代の介護発生率を踏まえ推計。

推計方法: 都市圏からの地方への移住ニーズの潜在的なポテンシャルを、介護ニーズにより推計

- 三大都市圏に住む、45歳から59歳の人(親の年齢が現在70歳から85歳で、5年後には75歳以上になる世代)の中で、三大都市圏以外出身の人で、介護ニーズが発生する人口を推計

(算式)

$$\text{都市圏から地方への潜在的移住人口} = \text{世代別人口} \times \text{三大都市圏以外出身者の割合} \times \text{世代別介護発生比率}$$

- 以上によると、三大都市圏で合計86万人の地方への移住ニーズがあると推計。

推計結果

	都市圏から地方に移住する推計人口
東京圏	56万人
名古屋圏	10万人
大阪圏	20万人
計	86万人

(例) 東京圏の場合の推計結果

- 東京圏における、世代別(45歳から59歳)人口(国勢調査における東京都の各世代の人口を基に、東京都の人口と東京圏の人口の割合から推計。)
 - 45-49歳⇒258万人、50-54歳⇒209万人、55-59歳⇒183万人
- 東京圏における、三大都市圏以外出身者の割合
 - 27.7%
- それぞれの世代における介護発生比率
 - 45-49歳⇒13.5%、50-54歳⇒28.4%、55-59歳⇒58.4%
- 東京圏における地方における介護ニーズが発生する規模
 - 45-49歳⇒258万人×27.7%×13.5%、
 - 50-54歳⇒209万人×27.7%×28.4%、
 - 55-59歳⇒183万人×27.7%×58.4%
 - ⇒ 合計:56万人の地方への移住ニーズがあると推計。

東京圏における三大都市圏以外出身者割合と世代別介護発生比率

三大都市圏以外出身者割合	45-49歳人口【介護発生比率】	50-54歳人口【介護発生比率】	55-59歳人口【介護発生比率】
27.7%	258万人【13.5%】	209万人【28.4%】	183万人【58.4%】

※介護発生比率は、厚生労働省「介護給付費実態調査月報(平成24年3月)」及び総務省「人口推計月報(平成24年3月)」から算出。名古屋圏、大阪圏の場合も同じ比率を使用。

全国的なWi-Fi環境の整備に向けた方策 (Wi-Fi整備推進ワーキンググループ 最終報告)

最終報告の構成

1. Wi-Fiの現状と課題

- (1) Wi-Fi活用の意義
- (2) Wi-Fiの普及状況と今後の課題

2. 地域におけるWi-Fi環境整備の考え方

- (1) Wi-Fi環境整備の基本的な考え方
- (2) インフラ整備のあり方(既設APとの連携、新設APの整備)
- (3) Wi-Fi環境の利活用促進のあり方

3. 2020年に向けたWi-Fi環境の全国整備への対応

- (1) 統一的な広報のあり方【協議会「周知・広報PT」による取組】
- (2) 認証手続の簡素化のあり方【協議会「認証連携PT」による取組】
- (3) 格差是正に向けた取組
- (4) 東京五輪に向けた取組

4. 2020年に向けたWi-Fi環境整備のロードマップ

【参考】

- 自治体業務におけるWi-Fi利活用ガイドブック(案)(一般財団法人 全国地域情報化推進協会)
- 諸外国の公衆無線LANサービス整備動向(一般財団法人マルチメディア振興センター)
- 地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会
Wi-Fi整備推進ワーキンググループ 開催要綱

① 誰でも使えるアンライセンスバンド

ライセンスが不要なので、様々なメーカーが様々な機器に搭載できる



② 世界共通どこでも使えるデファクトスタンダード

普段使っている端末が、世界中のWi-Fiスポットで利用できる (上位互換・下位互換の802.11規格に準拠)



③ 広い周波数帯域

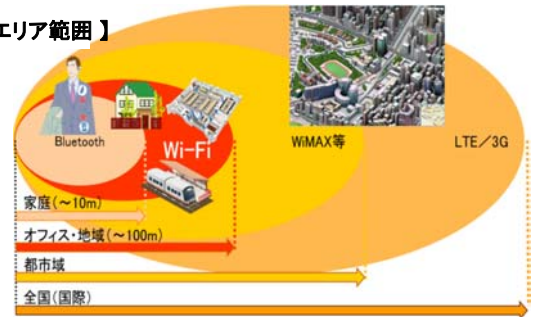
通信事業者	ライセンス周波数帯域 (上下合計値)				アンライセンス周波数帯		
	3G LTE	他方式 (WiMAX等)	PHS	合計帯域	無線LAN 2.4GHz帯	5GHz帯	合計帯域
NTTドコモ	160MHz	-	-	160MHz	97MHz (全社共通)	455MHz (全社共通)	552 MHz
KDDIグループ (au+UQ)	110MHz	50MHz (WiMAX)	-	160MHz			
SBグループ (SB+WCP+WV+EM)	140MHz	30MHz (AXGP)	31.2MHz	201.2MHz			
合計 521.2MHz							

(出典) 無線LANビジネス推進連絡会資料(公衆無線LAN利用促進セミナー)

④ サービスエリアはスポットだが高速

エリア範囲は狭いが、高速・大容量の通信ができる

【エリア範囲】



【通信速度】

Wi-Fi(11ac)	1.3Gbps
Wi-Fi(11n)	600Mbps
LTE-A	1Gbps
LTE	150Mbps
3G	14Mbps

【参考】Wi-Fiの進化と将来像

第1期: 高速ワイヤレス (~2010年)

ノートPC向けに、駅・空港・カフェ等への高速大容量のWi-Fiインフラ整備

第2期: 携帯オフロード (2011年~)

携帯トラフィックのオフロードを主目的としたキャリア主導による大規模整備

第3期: 企業・自治体利用 (2013年~)

ユーザの利便性・回避性を高めるためのマーケティングや地域活性化等への活用

将来: 社会基盤化 (2015年~)

全国的な整備が進んで社会基盤化し、あらゆる用途や地域に利用が拡大

<Wi-Fiの将来像の例>



Wi-Fiは社会の基盤として、あらゆる地域や用途に利用が拡大



	カテゴリ	調査対象箇所	普及率	
交通・商業施設	空港 (97空港)	国際定期便やチャーター便など、ジェット機が発着可能な64空港 (国土交通省調査結果)	86%	86%
	駅 (約10,500駅)	1日の乗降客数が3万人以上の716駅を調査。	32%	32%
	バス (乗合バス会社約1,400社)	外国人が乗ることが多いと想定される「国際空港(25空港)」への乗入バス会社81社を調査。	4%	4%
	宿泊施設 (約52,000施設)	楽天トラベルに登録している24405宿泊施設のデータ提供を受け、確認。	29%	29%
	スポーツ・レクリエーション施設 (大規模施設約500施設)	スポーツ施設: プロ野球1軍の本拠地球場と、Jリーグ(J1,J2,J3)の本拠地、全69施設を調査。 レジャー: 「レジャーランド総覧」にある年間来場者数30万人以上の施設全371施設を調査。	15%	27%
	ショッピングセンター (約13,000施設 (大規模小売事業所数))	イベント施設: 一般財団法人日本展示会協会の会員展示会場31施設を抽出し、調査。	54%	
	ショッピングセンター (約13,000施設 (大規模小売事業所数))	ショッピングセンター: 日本ショッピングセンター協会のリスト3134店舗から500店舗を無作為抽出し、調査。(大型スーパー、大型ショッピングビル施設等含む)	14%	19%
	百貨店: 日本百貨店協会のリスト232店舗を抽出し、調査。	32%		
	飲食店 (約61万箇所)	NTTのタウンページから飲食店1000店舗を無作為抽出し、調査。	9%	9%
	コンビニエンスストア (約52,000店)	各社公表値をもとに、コンビニエンスストアの全店舗数を対象とし、各社公表のWi-Fi設置情報から算出。	74%	74%
(公共的な)観光拠点	自然公園 (約400公園)	国立公園・国定公園のビジターセンター等、191施設を調査。	26%	26%
	都市公園 (約2,400公園)	国民公園: 全4公園 (皇居外苑、京都御苑、新宿御苑、千鳥ヶ淵戦没者墓苑)を調査。	0%	6%
		国営公園: 全17公園を調査。	10%	
		大規模公園: 133の大規模公園を抽出し、調査。	10%	
		都市基幹公園: 332の都市基幹公園を抽出し、調査。	5%	
	博物館 (約1,300施設)	全博物館(登録博物館+博物館相当施設)のうち、動物園・植物園・水族館の85博物館を調査。	24%	11%
		全博物館(登録博物館+博物館相当施設)のうち、動物園・植物園・水族館以外の1,231博物館を調査。	10%	
	文化財 (約50,000件)	建造物(国宝): 全数を抽出し、電話番号が公開されていた219件を調査。	5%	13%
		建築物(重要文化財): 無作為に100件を抽出し、調査。	9%	
		美術工芸品(国宝): 全数を抽出し、保管者の記載があった333施設を調査。	17%	
		美術工芸品(重要文化財): 無作為に300件を抽出し、調査。	11%	
		特別史跡: 電話番号が公開されていた65件を調査。	18%	
		史跡: 無作為に100件抽出し、調査。	13%	
		特別名勝: 電話番号が公開されていた31件を調査。	38%	
	世界遺産 (18件)	世界遺産: 全数を調査。	12%	67%
観光案内所 (約3,000施設)	JNTO認定施設: 電話番号が公開されていた377施設を抽出し、調査。	74%	72%	
	JNTO認定パートナー施設: 電話番号が公開されていた59施設を抽出し、調査。	57%		
	道の駅 (1,040駅)	全国の道の駅1,040駅 (全国「道の駅」連絡会事務局資料)		40%
防災	防災拠点 (避難場所・避難所 役88,000施設・庁舎施設約9,000施設)	庁舎施設: 総務省で実施した自治体アンケート調査で2月10日現在回答のあった1241自治体の回答結果から推計。	9%	1%
		避難場所: 同上。避難場所の定義は「自治体が定める防災計画において位置づけられた避難場所」	0.1%	
		避難所: 同上。避難所の定義は「自治体が定める防災計画において位置づけられた避難所」	1%	

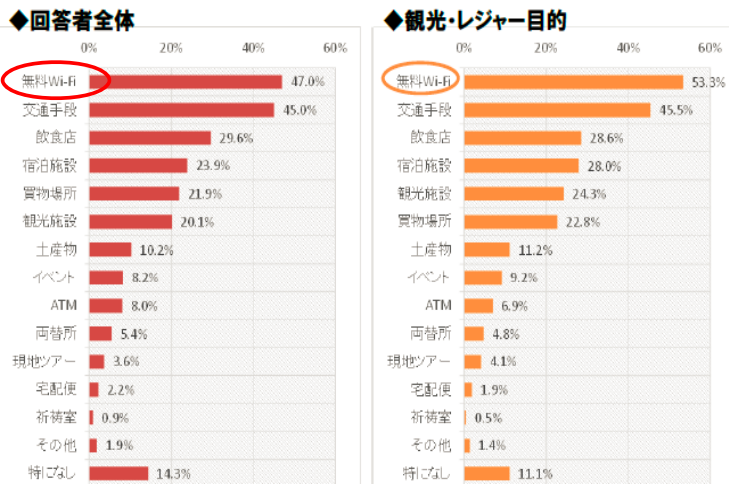
(注) 文化財と世界遺産等、一部拠点は複数カテゴリで計上している場合がある。

(株)野村総合研究所の委託調査結果等をもとに総務省編集

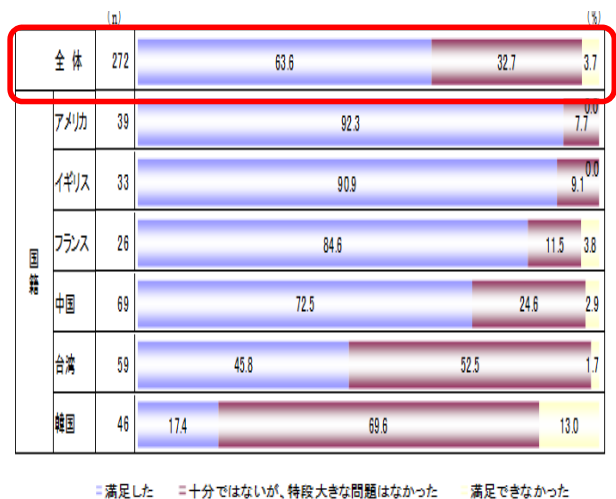
【参考】訪日外国人による日本のWi-Fi環境の評価

- 訪日外国人にとって日本滞在中にあると便利な情報は、「無料Wi-Fi」(観光・レジャー目的で53%)が一位。
- 日本の無料Wi-Fiに「満足」した訪日外国人は63.6%。「不満足」が3.7%、「十分ではない」が32.7%。
- 訪日外国人の利便性を高めるには、スマートフォンやタブレット端末等への観光情報等の提供を円滑に行うことが重要。

日本滞在中にあると便利な情報



日本の無料Wi-Fiに対する満足度



(出典) 観光庁「訪日外国人消費動向調査(平成26年1-3月期)」【トピックス分析】(平成26年6月30日)

(出典) 2013年12月 総務省調査

【参考】Wi-Fi環境の整備による国内への経済効果(マクロ)

8

- Wi-Fi環境を全国的に整備し、訪日外国人への「おもてなし」に有効に活用することにより、146万人の訪日外国人増、2102億円の消費額増、539億円の投資効果が見込まれる。
- 地方へのWi-Fi環境の整備が三大都市圏と遜色なく進んだ場合、三大都市圏への訪問にとどまっていた訪日外国人が地方へも足を伸ばすことにより、地方への経済効果として、321万人の訪日外国人増、1,542億円の消費額増が見込まれる。

(推計の考え方)

- ①国内各地の観光地等が地域内で官民連携して無料Wi-Fiを整備し、訪日外国人にWi-Fiを通じて観光情報等を多言語で有効に提供することで、訪日外国人のインターネットアクセスの利便性が向上し、各地の観光地等を訪問する機会が増える。さらに、実際に訪問した観光地等の様子をSNS等で外国人の友人にシェアする機会が増えて認知度が上がることで、日本への観光客が増え、滞在時の消費額が増える。
- ②地方の観光地等の様子をSNS等で紹介する機会が増えることで、日本の三大都市圏のみを訪問していた外国人観光客が地方にも訪問するようになり、地方への観光客が増え、消費額が増える。(注：訪日外国人の平均滞在日数6日間のうち、地方へ2日間(一泊二日)訪問すると仮定)
- ③また、無料Wi-Fiの全国的な整備によって情報通信業、建設業等への投資が行われ、関連する産業に対して投資の波及効果が発生する。

①日本全国への訪日外国人の増加、消費額の増加



	訪日者の増加	消費、投資の増加
全国への効果(新規)		
①無料Wi-Fi整備によって訪日外国人がSNS等で紹介する機会が増えることによる訪日者数の増加(年間)	+146万人	+2,102億円
③無料Wi-Fi整備の投資による関連産業への波及効果(300億円の投資に対して)	-	+539億円
地方への効果(既存+新規)		
②地方の様子が紹介される機会が増えることによる、訪日外国人の三大都市圏以外への訪日者数の増加(年間)	(既存訪日分)	+175万人 +841億円
	(新規訪日分)	+146万人 +701億円
地方への効果合計	+321万人	+1,542億円

【参考】Wi-Fi環境の整備による費用便益分析(ミクロ)

9

- 福岡市の「Fukuoka City Wi-Fi」を具体的なケースとして、費用と便益の分析を実施した。
- 便益としては、平成24~26年度の3年間で、Wi-Fi環境の整備を通じて生み出された訪日外国人の増加が約2584人、訪日外国人による消費額の増加が約1億2400万円と推計される。
- 費用としては、平成24~26年度の3年間で、Wi-Fi環境の整備・運用、広告・プロモーションに約8600万円を要していると推計される。その結果、3年間の便益/費用は1.4程度となる。
- なお、インフラ整備のみではなく、観光情報等のコンテンツの提供や訪日外国人向けの周知広報等を含め、訪日外国人の「おもてなし」に資する「Wi-Fi環境」の効果的な整備を要することに留意。

(推計の考え方)

- ①【便益】福岡市が外国人の利用可能な無料Wi-Fiを観光地等に整備し、観光情報等を多言語で有効に提供することで、訪日外国人のインターネットアクセスの利便性が向上し、福岡市を訪問する機会が増える。さらに、実際に訪問した観光地等の様子をSNS等で外国人の友人にシェアする機会が増えて認知度が上がることで、福岡市への観光客が増え、消費額が増える。
- ②【費用】Wi-Fi環境整備の初期費用(システム構築、AP機器費用等)と毎年の運用費を考慮している。



	H24年	H25年	H26年	合計	
便益					
無料Wi-Fi整備による福岡へ訪問する外国人の増加(H24に開始のため、H25年以降に効果が出るとした)	人数	-	585人	1999人	2584人
	金額	-	2807万円	9590万円	1億2397万円
費用					
Wi-Fi整備に関わる費用	3710万円	2600万円	2330万円	8640万円	
便益-費用	-3710万円	+207万円	+7260万円	3757万円	

- H24~H26年度の3年間の便益/費用は1.4程度。3年目で累積の便益が累積の費用を超過。
- 福岡市の場合、Wi-Fiのインフラ整備にとどまらず、訪日外国人向けの積極的な周知広報の他、Wi-Fiを活用したクーポンやスタンプラリーの展開、国際ローミングの実施等の取組が行われている。また、官民連携により、エリア内に既に敷設されていたインターネット回線を活用することや、既に作成していたコンテンツを利用する等の費用節減が図られている。

2 地域におけるWi-Fi環境整備の考え方

2 地域におけるWi-Fi環境整備の考え方

11

(1) Wi-Fi環境整備の基本的な考え方

○ 訪日外国人の動線等も考慮し、地域における①交通・商業施設、②(公共的な)観光拠点、③防災拠点について、官民が連携して計画的にWi-Fi環境を整備していくことが必要。

- ▶ 主な整備対象: 交通・商業施設→空港、駅・鉄道、バス、宿泊施設、スポーツ・レク施設、ショッピングセンター、飲食店、コンビニ
観光拠点→自然公園、都市公園、博物館、観光案内所、文化財(建造物、史跡・名勝等)
防災拠点→避難場所、避難所、庁舎

<訪日外国人の動線イメージ>



○ そのためには、まず、地域単位で官民によるWi-Fi環境整備の対象とすべき箇所(上記①～③)や普及状況等の全体像を把握し、関係者間で共有するとともに整備計画を策定することが重要。

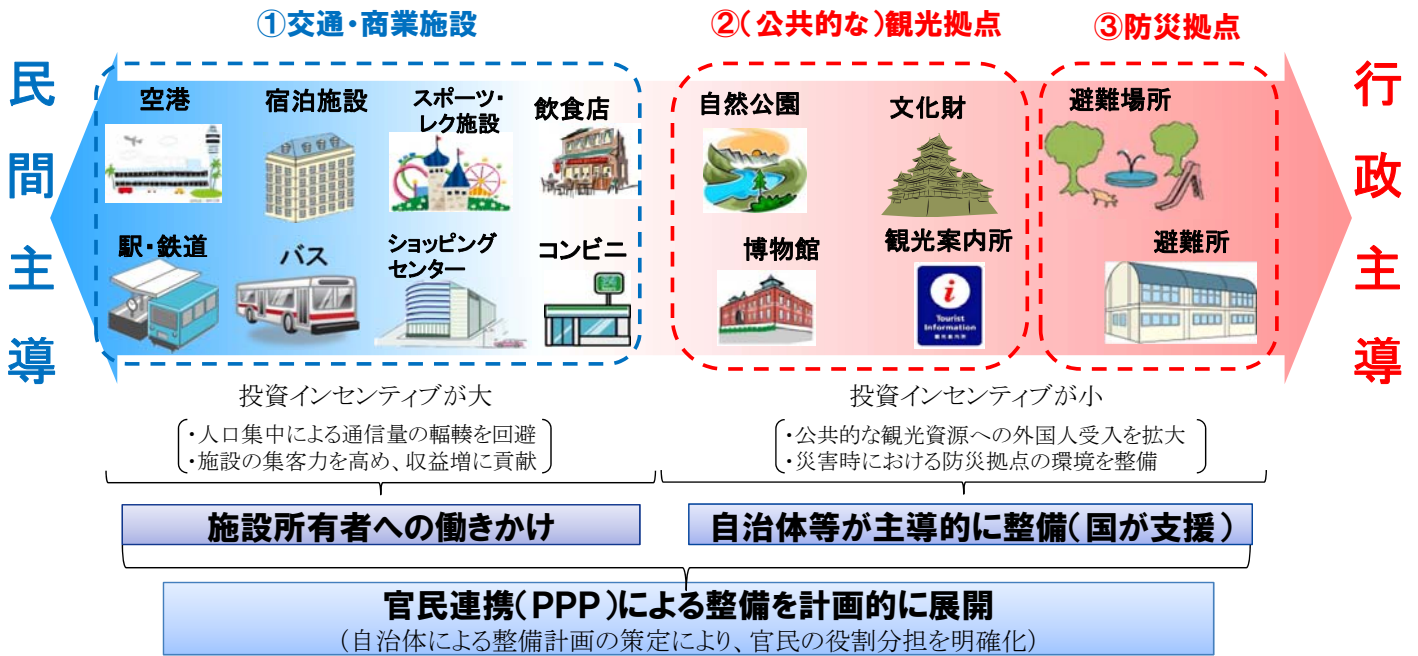
- ▶ Wi-Fi環境整備に取り組む地域単位で、官民連携による協議会等の検討の場を設置することが有効。また、策定された整備計画について、地方創生の地方版総合戦略にその取組方針を盛り込んでおくことも重要。

○ その上で、①交通・商業施設については、民間の施設所有者に対してWi-Fi環境整備の働きかけを行い(「無料公衆無線LAN整備促進協議会」の整備促進PTと連携して実施)、②観光拠点及び③防災拠点については、投資インセンティブが低いことを踏まえ、自治体等が主導的にWi-Fi環境を整備することが必要(国が支援を実施)。

- ▶ 自治体等によるWi-Fi環境の整備(以下、「自治体Wi-Fi」という。)に当たっては、「【参考】自治体Wi-Fiの整備・利活用の留意事項」を十分に参照することが必要。

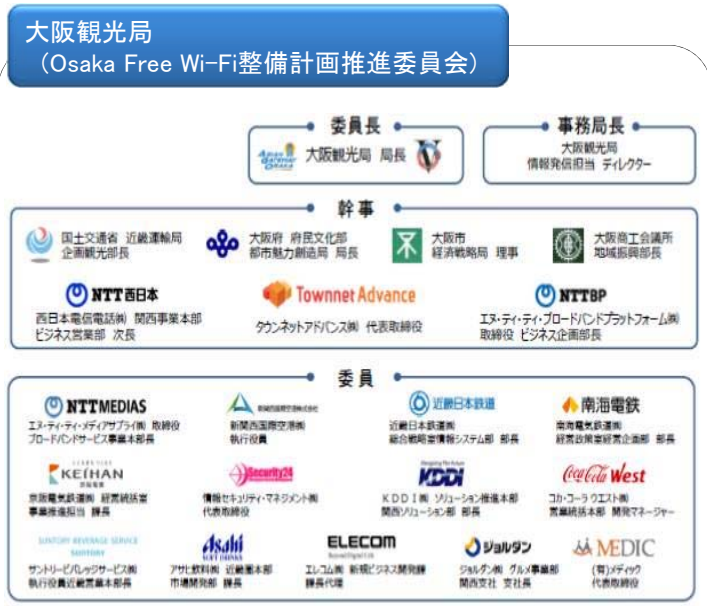
○ 地域におけるWi-Fi環境の整備に当たっては、整備目的を明確にし、単なるインフラ整備にとどまらず、Wi-Fi環境の利活用促進のための取組を継続的に実施することが重要。

- 訪日外国人の動線等も考慮し、地域における①交通・商業施設、②（公共的な）観光拠点、③防災拠点について、官民が連携して、計画的にWi-Fi環境を整備していくことが必要。
- ①交通・商業施設については、民間の施設所有者への働きかけ（協議会の整備促進PTと連携して実施）、②観光拠点及び③防災拠点については、自治体等が主導的に整備を実施（国が支援）。



【参考】地域単位での官民連携による協議会等の例

- Wi-Fi環境の整備は官民連携が必須であるため、そのための推進体制として、自治体がリーダーシップを発揮し、観光団体、経済界、通信事業者、交通事業者、商業施設の所有者等を巻き込んだ官民連携協議会等の体制を構築することが有効。
- この場を通じて、Wi-Fi環境の整備に関する認識や現状等を共有し、官民連携の整備計画等を決定するとともに、整備後の運用に関する事項を議論し、随時調整を行うことが効果的。
- また、民間活力導入を推進するため、民間の「協力事業者」を公募する事例も見られる。



(出典) 大阪環境局提出資料(第4回Wi-Fi整備推進WG)



(出典) 徳島県資料(公衆無線LAN利用促進セミナー)

協議会の概要

訪日外国人旅行者に豊かなおもてなしサービスを提供するため、世界に誇る通信品質を活かして訪日外国人旅行者向けの通信環境を整えることが重要である。

このため、訪日外国人旅行者が快適に利用できる無料公衆無線LAN環境の整備を促進するため、総務省、観光庁が連携して、自治体、関係事業者等から構成される協議会を平成26年8月29日に設立。

今後は無料公衆無線LANの整備促進や海外への情報発信の在り方、利用開始手続きの簡素化・一元化等についての検討を各プロジェクトチームにおいて行う。

協議会の構成

<エリアオーナー>

- 空港
- 港湾
- 鉄道
- 自動車(バス、タクシー)
- 道路
- 宿泊施設
- 商業施設等
(コンビニ、外食チェーン、ショッピングセンター)

<自治体>

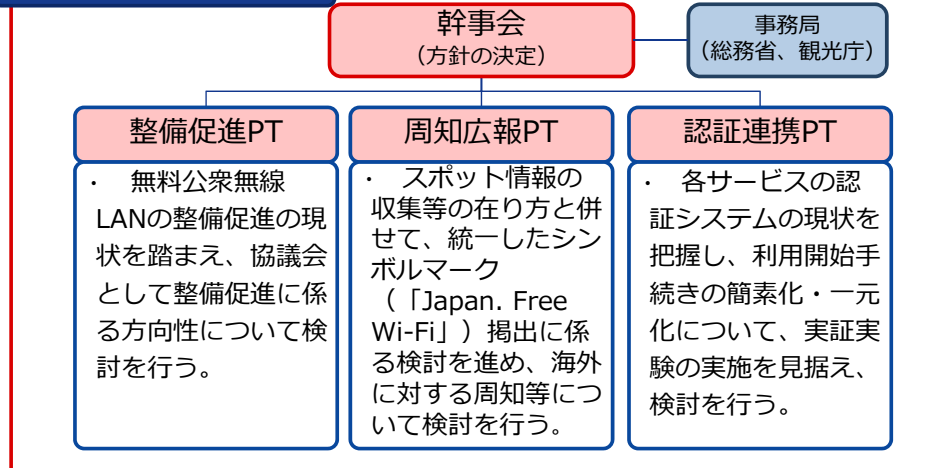
- 都道府県、市区町村

<通信事業者>

<その他>

- 総務省、観光庁(共同事務局)

協議会の運営体制



2(2) インフラ整備のあり方

(2) インフラ整備のあり方

(2-1) 既設APとの連携のあり方

○ 自治体Wi-Fiの整備に当たっては、既に民間事業者による既設のアクセスポイント(AP)が多数整備されていることを踏まえ、主な交通・商業施設、観光拠点、防災拠点のWi-Fi普及状況について、既設のAPの整備状況を把握しておくことが重要。

○ その上で、まず、民間の既設のAPが活用できるか否かを検討することが必要。

▶ 具体的には、携帯電話事業者の既存APの活用、Wi-Fi通信事業者の既存APの共用、施設所有者の既存APの活用等が考えられる。

(2-2) 新設APの整備のあり方

○ 民間の既設APが活用困難又は不足する場合、整備対象と考えるエリア内にAPを新設することが必要。その際には、主に「公設公営」「公設民営」「民設民営(補助)」「民設民営(働きかけ)」の整備モデルが存在。

▶ APの新設に当たっては、総務省の補助金や地方創生の交付金等を活用することが可能。

(2-3) 維持管理費の負担軽減方法

○ 整備モデルの検討に当たっては、自治体Wi-Fiの維持管理費の負担軽減を図るため、民間活力を活用するためのモデルの組合せ、民間の施設所有者等との連携、収益モデルの構築、公的ネットワークの活用等を検討することが必要。



(2-1) 既設APとの連携のあり方

16

- 無料Wi-Fiの整備に当たっては、まず、民間の既存APが活用できるか否かを検討することが必要。
- 「携帯電話向けAPの活用」、「通信事業者の既存APの共用」「施設所有者の既存APの活用」のモデルが存在。

モデル1: 携帯電話向けAPの活用

【概要】

- ・自治体が、携帯事業者の既存APやSSIDをそのまま活用し、無料Wi-Fiとして活用
- ・IDをまとめて購入し、利用者数に応じた従量料金を負担
- ・観光客に対するID記載のカード配布等により利用を促す

【特徴】

- ・初期投資不要で比較的低コストで参入可
- ・交通拠点や商業施設等における大規模数の既存APが、一気に利用可能

【事例】

- ・神戸市(カード配布方式の場合)など

モデル2: 通信事業者の既存APの共用

【概要】

- ・自治体が、Wi-Fiの通信事業者の既存APを共用し、無料Wi-FiのSSIDを追加
- ・運営を委託し、借りるAP数等に応じた従量料金を負担
- ・観光客に対するID記載のカード配布等により利用を促す

【特徴】

- ・比較的低コストで参入可
- ・一定規模の既存APが利用でき、周辺施設と連携して共通SSIDが設定可能

【事例】

- ・福岡市(既設APの共用の場合)など

モデル3: 施設所有者の既存APの活用

【概要】

- ・自治体が、土産物屋等の施設所有者の既存APを活用し、無料Wi-Fiを展開
- ・施設所有者がAP・光回線の導入、通信費等を負担し、自治体はコンテンツ等を担当
- ・観光客に対するID記載のカード配布等により利用を促す(通信事業者の協力)

【特徴】

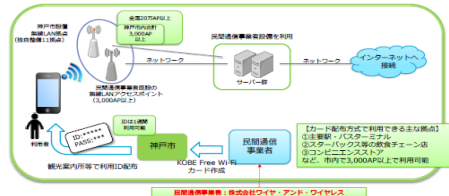
- ・比較的低コストで参入可
- ・既存の複数SSIDを活用し、順次APを拡大
- ・関係者の協力と一体的な広報が不可欠

【事例】

- ・山梨県(光ステーション利用の場合)など

<KOBE Free Wi-Fiのカード配布方式の例>

外国人観光客が神戸市内の窓口で「KOBE Free Wi-Fi カード」を取得することで、市内3,000AP以上(全国20万AP以上)でインターネットへの接続が可能となります。行政が実施する公衆無線LAN事業としては、国内最大規模の事業です。



(出典) 神戸市報道資料(H26年7月4日)

<Fukuoka City Wi-Fiの既設AP共用の例>



(出典) 福岡市提出資料(第3回Wi-Fi整備推進WG)

<やまなしFree Wi-Fiプロジェクトの例>



(出典) 山梨県等報道発表資料(平成25年7月29日)

(2-2) 新設APの整備のあり方

17

- 民間の既存APが活用困難又は不足する場合、整備対象地域内にAPを新設することが必要。
- 主に「公設公営」、「公設民営」、「民設民営(補助)」、「民設民営(働きかけ)」の4モデルが存在。

モデル4: 公設公営によるAP整備

【概要】

- ・自治体が、自ら通信事業者となってAPを設置かつ運営
- ・自治体が初期投資を負担し、運用費も負担

【特徴】

- ・通信機器や工事費等の初期投資が大(総務省の補助金を利用可能)
- ・回線費、保守監視等の運用費も負担するため、自治体の財政負担が大
- ・共通のSSIDやサービス名称を設定して統一的な推進が可能
- ・運営の自由度が高く、設備やサービスを卸すことも可能

【事例】

- ・弘前市、辰野町など

モデル5: 公設民営によるAP整備

【概要】

- ・自治体が、APの設置や運営を通信業者に委託
- ・自治体が初期投資を負担し、運用費は自治体又は委託先が負担

【特徴】

- ・通信機器や工事費等の初期投資が大(総務省の補助金を利用可能)
- ・運用費を委託先が負担する場合は、財政負担が軽減
- ・共通のSSIDやサービス名称を設定して統一的な推進が可能
- ・自治体は通信事業者とならず、専門業者の運営ノウハウを活用

【事例】

- ・福岡市(AP新設の場合)、対馬市など

モデル6: 民設民営(補助)によるAP整備

【概要】

- ・自治体が、宿泊施設、観光施設、交通拠点、飲食店、病院等の集客施設の施設所有者に対して補助を実施
- ・施設所有者は、APの設置や運用を通信業者に委託
- ・自治体は補助先と連携した周知広報等を展開

【特徴】

- ・初期投資や維持管理費が不要だが、補助の予算が必要(地方創生の交付金を利用可能)
- ・共通のSSIDやサービス名称を設定して統一的な推進が可能
- ・民間のインセンティブが高い施設でないと成り立たない

【事例】

- ・佐賀県、糸魚川市など

モデル7: 民設民営(働きかけ)によるAP整備

【概要】

- ・自治体が、APの設置や運営を行う通信事業者等を公募し、選定された通信事業者等が自らの費用負担でサービス提供
- ・自治体は設置場所提供、周知広報、観光情報提供等を担当
- ・AP搭載自販機の設置も想定される

【特徴】

- ・初期投資や維持管理費が不要で、自治体の財政負担が最少(周知広報等の経費は必要)
- ・共通のSSIDやサービス名称を設定して統一的な推進が可能
- ・民間のインセンティブが特に高い施設でないと成り立たない

【事例】

- ・奈良市(商店街等への働きかけ)、静岡市など

- 地方への展開のためには、自治体による維持管理費の負担軽減の事例について、共有することが必要。
- 整備モデルの組合せ、民間の施設所有者等との連携、収益モデルの構築、公的ネットワークの活用等の事例がある。

① 整備モデル1~7の組合せ

- モデル1~3(民間の既存APの活用)の検討
 - ・いずれも比較的低コストで参入可
 - ・利用者数、AP数等に応じた維持管理費が必要
- モデル4~7(新設APの整備)の検討
 - ・民間のインセンティブの高い施設におけるモデル6~7(民設民営、維持管理費なし)の導入の検討が可能
 - ・モデル6(地方創生の交付金が活用可)による補助を通じ、交通拠点や商業施設等における整備を促すことが必要
 - ・モデル4~5(公設、総務省の補助金が活用可)の対象となる整備箇所については、費用対効果を踏まえた絞り込みが必要
- 各モデルの組み合わせ
 - ・モデル1~3、6~7を通じて民間活力を十分に活用するとともに、インセンティブの低い公的施設はモデル4~5により自治体が独自に整備する等、地域の事情に応じて各モデルを適切に組み合わせ、維持管理費を抑えることが必要
- 【事例】
 - ・神戸市(モデル1とモデル5の組み合わせ)

② 民間の施設所有者等との連携

- 民間の施設所有者への働きかけ
 - ・地域における無料Wi-Fiの機運を高めることにより、民間の施設所有者が自ら投資して無料Wi-Fi環境を整備することを促すような環境を醸成することが必要
- 維持管理費の一部民間負担
 - ・自治体が負担する維持管理費について、民間(官民協議会、観光協会等を含む)による一部負担の協力を得ることを検討

③ 収益モデルの構築

- 全国規模モデル・ローカルモデルの検討
 - ・全国規模でPRして観光客を呼び込み、収益を上げるモデル、実際に現地に来てもらった観光客にPRし、消費を促すモデル、それぞれで広告主を集め、相乗効果を出していくことが重要
- 広告収入の確保
 - ・情報発信の充実を通じて回遊性を高めることにより、バナー枠やクーポン、スタンプラリー等を通じて一定の広告収入を確保し、維持管理費の負担軽減につなげる必要がある
- その他の収益モデルの検討
 - ・利用者のビッグデータ解析、オープンデータとの連携等による有料サービスの提供について検討

④ 公的ネットワークの活用

- 公的ネットワークによる通信回線の活用
 - ・自治体が整備した地域公共ネットワーク、地域イントラネット、ケーブルテレビ等をWi-Fiの足回り・中継回線として利用することにより、追加的な回線費用や保守費用を回避(自治体が自ら電気通信事業者やケーブルテレビ事業者となっている場合に有効)

【参考】 Wi-Fi環境の整備に活用可能な補助金・交付金の概要

総務省の補助金

●観光・防災Wi-Fiステーション整備事業

施策概要

- 観光拠点及び防災拠点(※)における公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助。
 - (※) ① 観光拠点：観光案内所、文化財、自然公園、博物館等
② 防災拠点：緊急避難場所、避難所、役場本庁舎等
 - 補助対象： 地方公共団体及び三セク
 - 補助率： 地方公共団体：1/2 三セク：1/3
- H26補正予算額 8.0億円
H27当初予算額 2.5億円

地方創生の交付金

地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型の創設)

地方の積極的な取組を支援する自由度の高い交付金を、26年度補正予算で先行的に創設。地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の早期かつ有効な策定・実施には手厚く支援。対象事業は、①地方版総合戦略の策定、②地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業。

●メニュー例：宿泊施設・観光施設等における無料公衆無線LANの設置

事業の内容

- 宿泊施設や観光施設、交通施設、飲食・商業施設等における無料Wi-Fi設置に係る費用への補助に交付金を充当することで、さらなる整備促進を図る。

無料公衆無線LANの整備



※国による固有の補助金の給付を平成26年度に既に受けている、もしくは、平成26年度及び27年度に受けることが確定している事業には充当することは認められない。



(3) Wi-Fi環境の利活用促進のあり方

(3-1) 認証手続等のセキュリティ対策

- 利用者の利便性と安全性のバランスに配慮し、双方を両立させる認証方法の検討が必要。
 - ▶ 煩雑なメールアドレス入力を省略し、規約同意、SNS認証等を活用する事例が多い。総務省や業界団体のガイドラインも参照。
- その他、各種のセキュリティ対策を、専門業者等のノウハウも活用して実施することが必要。
 - ▶ 接続時間制限、暗号化、フィルタリング、ログ管理、災害時の認証開放等が挙げられる。

(3-2) 多言語対応

- 訪日外国人の属性を踏まえた上で、初期画面等の多言語対応を実現することが必須。提供されるコンテンツ自体の多言語化も必要だが、そのためには相応の費用負担と継続的な努力が必要。

(3-3) 地域内の一体感の醸成

- Wi-Fiを通じて地域内の一体感を醸成し、官民が連携した周知広報戦略を展開することが有効。
 - ▶ 統一SSIDの設定、統一ロゴ・ポスター・パンフレット等の作成、地域内における認証連携等の先行事例が存在。

(3-4) コンテンツの効果的な提供

- 提供する観光・行政・防災等のコンテンツの鮮度を維持し、継続的に更新するとともに、利用実態を把握して利用増に資する工夫を加えることが重要。また、収入確保についての工夫も必要。
 - ▶ バナー枠の販売、クーポンの発行、スタンプラリーの実施、ビッグデータ解析結果の提供等の先行事例が存在。

(3-5) 行政サービス向上や街づくりへの活用

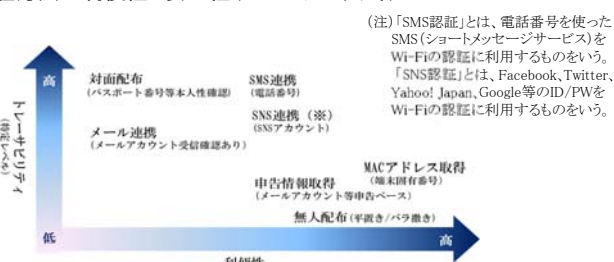
- 公共施設等において、内部業務用のWi-Fiと来訪者向けの無料Wi-Fiの設備共用化が可能。住民サービスの向上や自治体の内部業務の効率化、高度な街づくり等を実現する事例が存在。

(3-1) 認証方法等のセキュリティ対策

- ▶ 利用者の利便性と安全性のバランスに配慮し、双方を両立させる認証方法を検討することが重要。その際には、総務省や業界団体によるガイドライン等も十分に参照することが必要。
- ▶ 技術的要素が高いため、運営を委託する専門業者等のノウハウを活用することも有効。
- ▶ 認証方法としては、メールアドレス入力、規約への同意(端末のMACアドレスを取得)、SMS認証、SNS認証等があるが、安全性に配慮しつつ、利用者ニーズを踏まえた簡便な方法を導入する事例が多い。
- ▶ 接続時間制限を設けることが一般的だが、長時間とした方が利便性は高い。
- ▶ その他、暗号化、フィルタリング等の方法により、Wi-Fiの安全性を高めるための取組も重要。
- ▶ また、防災対策として、災害時には同一SSIDで認証を省略して開放することも要検討。

認証方法の選択

<各認証方法の利便性と安全性(トレーサビリティ)>



【注】無料Wi-Fiの認証方法については、メールアドレス入力を省略したり、虚偽の情報を入力しても利用が可能ながあるが、その場合、利用者の特定が困難であったり、特定者からの通信を止めることが難しくなることがある。一方で、本人確認をより厳格に行うと、手続が煩雑になり、利便性が損なわれるとの指摘もある。そのため、無料Wi-Fiの利用開始時の本人確認は、利便性と不正利用防止のバランスを考慮することが必要である。

<総務省や業界団体によるガイドライン等>

総務省

■「安心安全な公衆無線LAN提供のためのガイドライン」(2014年11月)
 ■「一般利用者向けセキュリティ啓蒙活動パンフレット」(2015年3月) 26

接続時間、フィルタリング等の設定

- KOBЕ Free Wi-Fi (神戸市・独自方式)
 - ・接続時間：1回の認証につき、30分利用可能
 - ・有害サイトのブロック



(出典) 神戸市提出資料(第3回Wi-Fi整備推進WG)

- Osaka Free Wi-Fi (大阪観光局)

■ユーザーの手順

対象	区分	Osaka Free Wi-Fi	Osaka Free Wi-Fi Lite
ユーザー	料金	無料	無料
	接続時間	30分毎TOP	15分毎リセット
	利用制限	無制限	4回/日 1メールアドレスにつき

(出典) 大阪観光局提出資料(第4回Wi-Fi整備推進WG)

- 訪日外国人の属性を踏まえた上で、初期画面等の多言語対応を実現することが必須(運用を専門業者に委託する場合には、多くの場合において実現済み)。
- 外部の音声翻訳機能や自動翻訳機能を活用することも可能(ただし、機械翻訳のため精度等に課題あり)。
- 提供されるコンテンツ自体の多言語化も必要だが、そのためには相応の費用負担と継続的な努力が必要。

Fukuoka City Wi-Fiの例

- ・日本語、韓国語、中国語(簡体)、中国語(繁体)、英語の5言語に対応
- ・市の情報やエリア情報、防災情報も選択された言語で発信



(出典) 第1回研究会 高島構成員提出資料

Japan Connected Free Wi-Fiの例



(出典) 第1回WG 南川構成員提出資料

Fujisan Free Wi-Fi Projectの例



- 日・英・中(簡体・繁体)・韓の5カ国語のHPを作成
- スペイン・ポルトガル・タイ・インドネシアを加えた9カ国語のガイドブックを作成

(出典) Fujisan Free Wi-Fi Project ホームページ

長野県辰野町の例



<辰野町の情報/観光情報>
Google翻訳サービスの活用により多言語化(13カ国語)し、外国人観光客に対応

(出典) 第5回WG 長野県辰野町提出資料

(3-3) 地域内の一体感の醸成

- Wi-Fiを通じて地域内の一体感を醸成し、官民が連携した周知広報戦略を展開することが必要。
- 統一した呼称(SSID、ロゴ等)の設定、利用可能場所の周知(ウェブサイト、ステッカー等)、関係者が協力した周知広報活動(ポータルサイト、ポスター・パンフレット、イベント開催、認証連携等)等を行うことによって、地域活性化に取り組む先進事例が多い。

① 統一の呼称等の設定

・エリア内の官民共通の統一したWi-FiのSSID・ロゴ等を設定しWi-Fiに一体的に取り組んでいることを周知する事例が多い。

【参考】Wi-Fi整備推進WG構成員が設定するSSID・ロゴの例



② 利用可能場所の周知

・利用可能場所をサイトやステッカー等で周知する事例が多い。

【参考】Tokushima Free Wi-Fiの例(ステッカー、のぼり、アクセスマップ)



・併せて、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」が作成した共通シンボルマーク(Japan.Free Wi-Fi)を掲出することを推奨。

【参考】協議会作成シンボルマーク(「3(1)統一の広報のあり方」を参照)



③ 周知広報活動

- ・Wi-Fiに関するポータルサイトを多言語で構築し、関連する観光情報等を集約して提供することが一般的。
- ・ポスターやパンフレット等を配布し、主要交通拠点や観光案内所等で配布している事例が多い。
- ・関係者が協力して観光客の回遊性を高めるためのイベントや地域内の認証連携、海外ローミング等を実施する事例も存在。

【参考】KOBE Free Wi-Fiのサイト、パンフレットの例



【参考】Osaka Free Wi-Fiのイベント例 【参考】Fukuoka City Wi-Fiの認証連携例



- Wi-Fiを通じて提供する観光・行政・防災等のコンテンツの鮮度を維持し、継続的に更新されるとともに、アクセス数等の利用実態を定期的に把握して利用増に資する工夫を常に検討することが重要。
- また、収入確保のために、バナー枠の販売、クーポンの発行、スタンプラリーの実施、ビッグデータ解析結果の提供等の付加価値を提供する先行事例が存在。
- Wi-Fiを測位に活用し、位置を把握することにより、リアルタイムで情報提供することも可能。
- 地元の魅力的なコンテンツの発掘や観光客の回遊性を高める工夫は、地元の企業との連携が不可欠。

利用実態の定期的な把握

アクセス数等の利用実態について把握し、利用増に資する工夫を継続的に検討



(出典) 第3回WG白木構成員、第4回WG牧田構成員提出資料

クーポン発行の例

Wi-Fiの提供地域内に入った利用者に対し、観光、飲食、買物等のクーポンを提供



(出典) 第1回WG南川構成員提出資料

バナー枠、スタンプラリーの例



ブラウザ上部に情報バナーを表示



商業施設と連携したスタンプラリー

(出典) 第3回WG白木構成員提出資料

ビッグデータ解析の例

多数の利用者のログから、例えば、属性別の訪日外国人の訪問エリアを分析可能

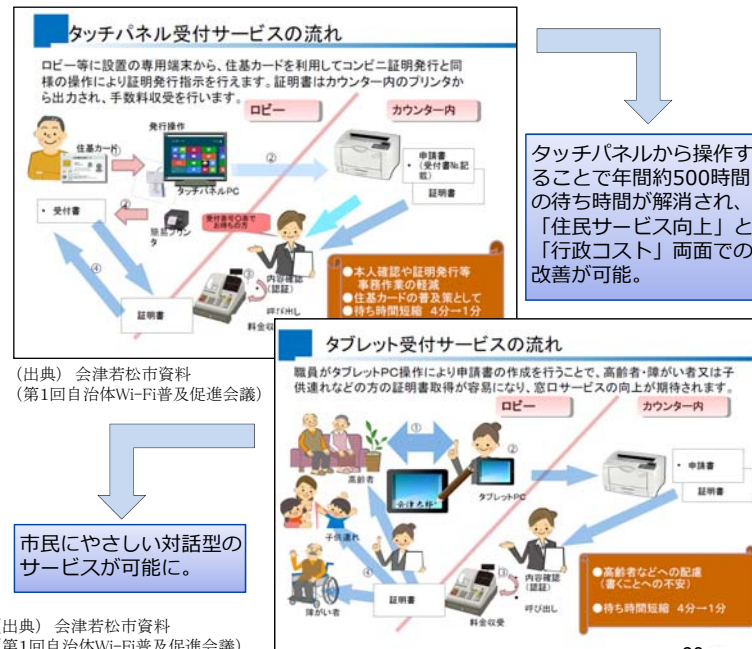


(出典) 第3回WG佐々木構成員提出資料

【注】Wi-Fi利用時に得られる個人情報については、匿名化の実施・再識別禁止など個人情報保護の徹底が重要。現在、パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等を目的として、個人情報保護法等の改正が検討されている。

- 公共施設等において、内部業務用のWi-Fiと来訪者向けの無料Wi-Fiの設備共用化が可能。セキュリティの確保が重要となるが、投資負担を軽減しつつ、住民サービスの向上や自治体の内部業務の効率化等を実現する事例が存在。
- また、Wi-Fiを基盤とした高度な街づくりを展開する海外の先行事例も登場。観光や防災にとどまらず、Wi-Fiの基盤を、教育、医療、交通、産業など、さまざまな分野に応用することが可能。

会津若松市の例



(出典) 会津若松市資料 (第1回自治体Wi-Fi普及促進会議)

市民にやさしい対話型のサービスが可能に。

(出典) 会津若松市資料 (第1回自治体Wi-Fi普及促進会議)

バルセロナ市の例

Wi-FiをICTの共通インフラとしたスマートサービスの提供により、市内に30億ドルの価値を創造 (シスコシステムズ調べ)



(出典) 第2回WG 石井構成員提出資料

3 2020年に向けたWi-Fi環境の全国整備への対応

3(1) 統一的な広報のあり方(協議会「周知・広報PT」による取組)

27

- 海外への情報発信チャネルの強化(ウェブサイト、紙媒体)を官民連携して進める。
- 外国人旅行者が利用できる無料公衆無線LANスポットの視認性を高めるため、共通シンボルマークの導入を進める。

(1) 海外への情報発信

外国人旅行者に対して、無料公衆無線LAN環境に係る情報を幅広く周知・広報するため、ウェブサイトの作成、官民連携による各種メディアへの掲出を実施していく。

- ウェブサイトの作成
無料公衆無線LANスポットの表示・検索機能を備えたウェブサイトを作成
平成27年4月1日開設



- 各種メディアへの掲出
日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトへの掲載



(2) 共通シンボルマークの導入

訪日外国人旅行者が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対して、視認性を高めるための共通シンボルマークを導入する。※2月24日プレスリリース

- 共通シンボルマークデザイン



<共通シンボルマークの掲出基準>

- ①利用者の費用
無料であること(利用手続きの費用も含む)。なお、接続時は無料で、一定期間を過ぎると有料の契約を促すものについては対象とする。
- ②利用手続き
訪日外国人旅行者が容易に利用できること。なお、初期画面や同意画面がある場合は、多言語による案内情報が含まれること。

周知広報PTスケジュール

2014年度

2015年度

2016年度

2020年度

周知
広報

無料公衆無線LANの利用可能場所の周知・広報

共通シンボルマークの掲出基準の作成

官民連携して、共通シンボルマークの掲出
掲出場所等を海外への情報発信
無料公衆無線LANスポットのオープンデータ化

簡素化した利用手続きについて海外へ情報発信

- 観光庁が行った調査で得られた結果を踏まえ、訪日外国人旅行者の利用率の高い情報入手媒体(ガイドブック・ウェブサイト等)に対して官民連携して働きかけを行っていく。
- 無料公衆無線LANスポットを検索できるウェブサイトを4月1日から開設し、サイトPRを行っていく。
- 無料公衆無線LANスポットのオープンデータの活用を国内外の事業者呼びかけることにより情報発信のチャンネルを拡大していく。

ウェブサイト開設・PR

○ウェブサイトの開設
4月1日より運営開始
<http://tax-freeshop-wifi.jnto.go.jp/eng/index.php>



○ウェブサイトのPR
・外国人旅行者の動線に沿った場所でリーフレットを配置する。
・関係者のご協力を頂き、当該ウェブサイトの相互リンクにより外国人旅行者の認知を高める。



オープンデータの活用事業者を増やす取組

- データ登録の促進
観光関連事業者によるオープンデータ活用を促進するため、運輸局や自治体に働きかけて幅広いエリアオーナーに無料公衆無線LANスポットを登録してもらう。
- オープンデータ活用事業者の働きかけ
インバウンド向けのサービスを提供している事業者に利用を働きかける。

↓ 運営方法

- ① 事業者が共通シンボルマーク申請を行い、データ登録
<https://tax-freeshop-wifi.jnto.go.jp/wifi/agent/login.php>
- ② 事務局で登録された情報を確認し、承認
→ 事業者はJapan.Free Wi-Fiのデザインデータを取得
・事務局の承認により、ウェブサイト上にアクセスポイントの位置情報が反映

訪日外国人旅行者向けサイトのプロモーション

○訪日外国人旅行者向けサイトのPR
・無料公衆無線LANスポットを検索するサイトで、訪日外国人旅行者の相互送客を情報メディアで実施できるよう、サイトにリンクバナー、新着情報機能を盛り込むことで、日本全国や地方の観光情報発信にも注力。



3(2) 認証手続の簡素化のあり方(協議会「認証連携PT」による取組)

- 訪日外国人旅行者の利用開始手続きの簡素化を図る。
- 認証方法についてエリアオーナーへのアンケート調査を踏まえ、対象範囲や技術的方策等を議論。

手続きの簡素化

- ・エリアオーナーの異なる無料公衆無線LANを利用しようとした際は、利用開始時にメールアドレス等の入力を求められる事があるが、使い勝手を良くするため、一度利用手続きをすればエリアオーナーが異なる無料公衆無線LANを利用する際も改めてメールアドレス等の入力を求められることがないよう、事業者間の調整や実証実験を通して、利用開始手続きの簡素化を実現する。
- ・簡素化した利用手続きについては、Webページ等により海外へ情報発信を行う。

<認証連携における議論のポイント>

認証連携の対象範囲

認証連携を実現させるための要件「無料公衆無線LANスポット」の対象範囲の考え方

技術的方策

アプリケーションにより連携するのか、認証サーバーにより連携するのか等

その他必要な事項

利用者の利便性向上と安全に繋げる仕組みをどのように実現するのか等

認証連携PTスケジュール



外国人旅行者の要望が特に高い無料公衆無線LANについて、一回の利用登録手続きでサービス提供者の垣根を越えて無料公衆無線LANが利用可能となるような環境を実現するための実証実験等を行う。

施策の概要

- (1) 無料公衆無線LANが空港、駅、コンビニエンスストア等各地で整備されつつあるが、利用に際してサービス提供者が異なるエリアごとに利用登録手続きを行う必要があることが外国人旅行者の負担となっていることから、一回の利用登録手続きによる利用を可能とするため、認証システム間の高度な連携を安全に実現するための実証実験を行う。
- (2) 本実証実験の結果について、検証結果を仕様書等にとりまとめ、観光庁、公衆無線LAN事業者、エリアオーナー等の関係者からなる「無料公衆無線LAN整備促進協議会」(2014年8月29日設立)を通じ、実サービスへの展開を行う。
- (3) 以上により、外国人利用者が日本において異なる複数の無料公衆無線LANを利用する際に、サービス提供者が異なる場合でも一回の登録手続きしか要しない環境の実現を図る。

27年度予算案

イメージ



3(3) 格差是正に向けた取組

(3) 格差是正に向けた取組

- 2020年に向けて、東京周辺のみならず地方にも訪日外国人を呼び込むためには、外国人の動線を踏まえた地方の観光拠点等にもWi-Fi環境を確実に整備し、2020年までに全国的な整備を完了させることが必要。
- 国が支援を行う自治体Wi-Fiの全国的な整備完了には、約311億円を要すると推計。
 - ▶ 自治体Wi-Fiへの支援を実施する観光拠点及び防災拠点(整備対象箇所は自然公園、都市公園、博物館、観光案内所、文化財施設、避難場所、避難所、官公署)について、訪日外国人数や費用対効果を考慮して「重点整備箇所」を絞り込むと、観光案内所は7割程度の普及率であるものの、その他は0～2割程度の普及率にとどまっている。
 - ▶ Wi-Fi環境が整備されていない重点整備箇所の全てに整備を実施した場合、概算で約311億円の整備費用が必要。
- 現行の予算規模では2020年までの全国的な整備は困難。計画的な整備に向けた抜本強化策が求められており、地域特性に応じた以下の対策を推進することが必要。
 - ①大都市： ビジネスベースでの整備が期待できるため、官民連携の強化による整備を促進。
 - ▶ 民間の既設APの活用(携帯事業者の既存AP、通信事業者の既存AP、施設所有者の既存AP等)が有効に機能。認証連携の確保は必要。
 - ②地方小都市： 自治体の財政負担軽減に寄与するローコストモデルの提供を促進。
 - ▶ 携帯事業者の既存APの自治体Wi-Fiへの活用促進(自治体数増に伴う費用負担軽減等)、自治体負担による新設APと既存APを併用した通信事業者による効率的な運用サービスの提供、自動販売機Wi-FiやFREESPOT協議会の活用など。
 - ③その他： 条件不利地域における観光地等のAP新設を促進するための公的支援の強化を検討。
 - ▶ 国、自治体、通信事業者等の連携による支援スキームの検討など。
- また、自治体Wi-Fiのインフラ整備・利活用促進を円滑化するため、地域情報化アドバイザー制度を活用し、Wi-Fiの専門家を地域に派遣する取組を強化することが必要。

※「単価」は平成25年度補正事業等をもとに算出
 (高機能のステーション(屋外型)と通常のAP(屋内型)の双方を含む)
 ※「ランニングコスト」は1AP当たり年約7万円(毎月6千円程度)と単純化して試算

➤ 重点整備箇所への整備完了には約311億円の整備費用が必要

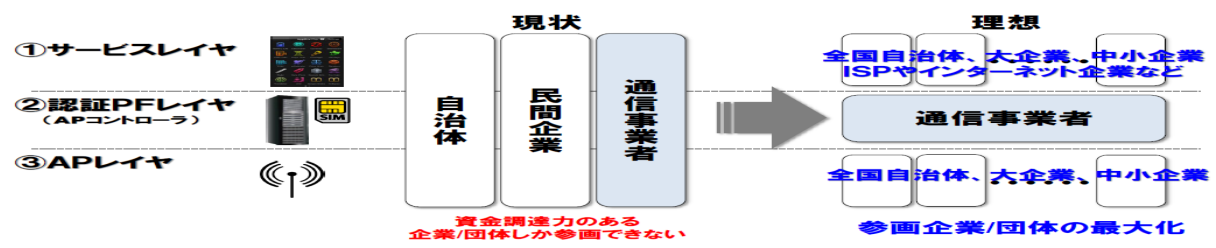
場所	重点整備箇所	普及率	1箇所あたりAP数	単価	整備費用	ランニングコスト	
公共的な観光拠点	自然公園 (約400公園)	ビジターセンター等513箇所 (国立公園(31公園)、国定公園(56公園)の ビジターセンター等関連施設198箇所、都道府 県立自然公園(315公園)1箇所ずつ)	26% (191箇所のビジターセンター等に 電話調査)	ビジターセンター等の施設1箇所 につき屋内型・屋外型各3AP	25.1億円	1.1億円/年	
	都市公園 (約2,400公園)	都市公園230公園 【内訳】 大規模公園(213公園) 国営公園(17公園)	大規模公園:10% (133箇所の大規模公園に電話調査) 国営公園:10% (17箇所の国営公園に電話調査)	大規模公園1公園あたり屋内 型・屋外型各5AP、 国営公園1公園あたり屋内型・ 屋外型各10AP(弘前公園等の面 積当たり設置数をもとに推計)	24.5億円	1.5億円/年	
	博物館 (約1,300施設)	地方公共団体設立博物館 (登録博物館・博物館相当施設) 721施設	動物園/植物園/水族館 24% (25施設の地方公共団体設立博物 館に電話調査) 上記以外の博物館 10% (596施設の地方公共団体設立博 物館に電話調査)	動物園/植物園/水族館(49施設) 1施設につき屋内型・屋外型各 3AP(上野動物園等の整備を参考に推計) 上記以外の博物館(672施設) 1施設につき屋内型3AP (ロビー等への整備を想定)	屋外型 200万円	6.1億円	1.4億円/年
	観光案内所 (約3,000施設)	地方公共団体運営 観光案内所 1,254施設 (H25.12観光庁調べ)	70% (日本政府観光局認定(JNTO)の地方公共団 体運営観光案内所232施設に電話調査)	1施設につき屋内型2AP	屋内型 20万円	1.5億円	0.5億円/年
	文化財 (約50,000件)	国指定の一部文化財4,544件 【内訳】 建造物:2,428件(うち国宝221件) 史跡:1,733件(うち特別史跡61件) 名勝:383件(うち特別名勝36件)	建造物(国宝):5% 建造物(重要文化財):9% 特別史跡:18%、史跡:13% 特別名勝:38%、名勝:12% (1,260件の文化財に電話調査)	建造物1件につき屋内型・屋外型 各1AP 史跡・名勝1件につき屋外型2AP	122.1億円	5.7億円/年	
防災拠点	避難場所 ・避難所 (約88,000箇所)	避難場所 3,000箇所 避難所 10,000箇所 (公立中学校区あたり避難所1箇所)	避難場所0.1%、避難所1.1% (総務省の自治体への調査で避難 場所・避難所への整備から集計)	避難場所1箇所につき屋外型1AP 避難所1箇所につき屋内型2AP	99.5億円	15.9億円/年	
	庁舎施設 (8,784箇所)	庁舎施設 8,784箇所	庁舎施設 9% (総務省の自治体への調査で避難 場所・避難所への整備から集計)	庁舎施設1箇所につき屋内型2AP	32.0億円	11.2億円/年	
合計					310.8億円	37.8億円/年	

【参考】 期待されるローコストモデルの例

Wi-Fiサービスのレイヤのオープン化

➤ Wi-Fiサービスについて、サービス・認証プラットフォーム・APの各レイヤをオープン化することにより、より多くの形態での参画が可能となり、自治体のニーズに応じてハイエンドからローエンドまでのサービス選択が実現する。

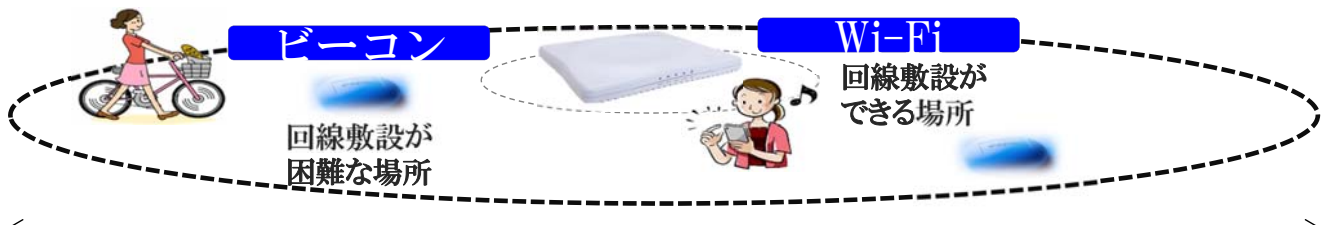
公衆無線LANの整備促進と活性化



参画者の最大化がコスト低減につながる (出典) 谷口構成員提出資料

ビーコン等の新技術との連携

➤ Wi-FiをロケーションベースのO2Oとして活用する際、固定回線のランニングコストの負担が障壁になる場合が考えられる。
 ➤ 固定回線や電源が不要(乾電池で2~5年駆動)な各種ビーコンと組み合わせることで、ランニングコストの抑制が可能となる。
 ➤ ビーコンからの情報を受信できるよう、Bluetooth をオンにしてもらうことやアプリのダウンロードを周知していくことが必要。



位置情報を活用した災害情報やクーポンを配信するエリア (出典) 大内構成員提出資料

- ICTを有効に利活用して地域の様々な課題を解決し、地域間格差を解消するため、平成19年度より「**地域情報化アドバイザー制度**」を通じた短期的な人材支援を実施。
- 平成24年度以降は、より中長期の支援ニーズに対応するための「**ICT地域マネージャー制度**」を開始。

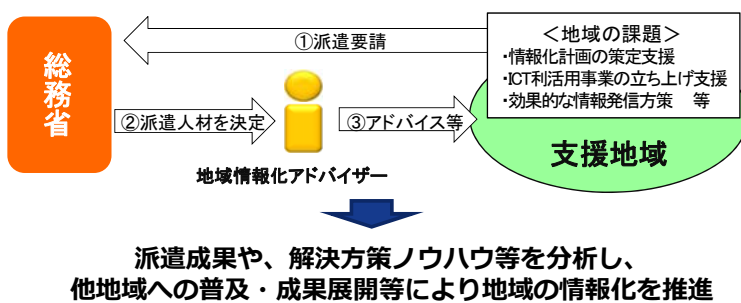
■ **人材支援の仕組み**

- ・地域の要請に基づき、ICTによる地域活性化に意欲的に取り組む事業に対し、総務省が委嘱した「地域情報化アドバイザー」を派遣。
- ・短期的なニーズ（1～3回程度の派遣）には「地域情報化アドバイザー」として対応。より中長期的なニーズ（概ね5回以上の派遣）には「ICT地域マネージャー」として対応。

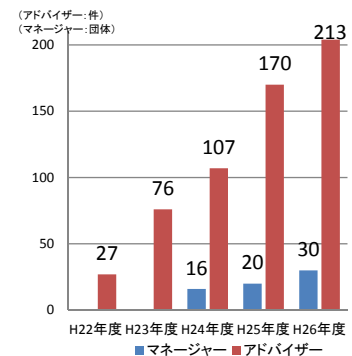
■ **地域情報化アドバイザーの構成**

- ・地域情報化アドバイザーは約80名で対応。アドバイザー全体のリーダーは、慶應義塾常任理事 國領二郎氏。
- ・大学での研究活動や地域の企業、NPO活動等を通じて、地域情報化に知見・ノウハウを持つ有識者により構成。

＜地域情報化アドバイザー制度の仕組み＞



＜アドバイザー・マネージャーの派遣数の推移＞



3(4) 東京五輪に向けた取組

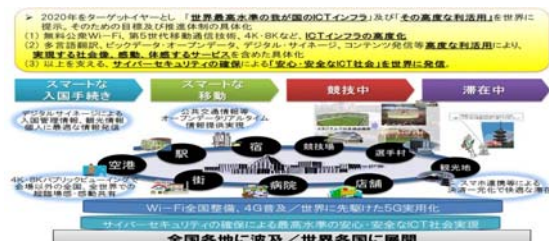
(4) 東京五輪に向けた取組

- 東京五輪におけるネットワーク需要は著しい増加が見込まれ、Wi-Fi環境の強化が不可欠。
- 具体的には、以下の事項に取り組むことが必要。
 - ① **競技場等へのWi-Fi環境整備について、東京都等とも連携し、課題や対応策等を検討。**その際、バックホール回線の不足や競技場周辺の観客動線のWi-Fi環境不備等を事前に十分確認。
 - ② **音声翻訳の技術等も活用し、Wi-Fiで提供される情報の多言語化の充実を推進。**
 - ▶ 多言語音声翻訳機能(Voice Tra等)の開発動向を踏まえ、高度なサービスの導入を促進。
 - ③ **Lアラートやサイネージ等とも連携し、災害発生時の避難誘導、災害情報の配信等を推進。**
 - ▶ Lアラートの高度化において、災害情報の多言語化やサイネージ・カーナビ等の多様なメディアとの連携を推進。
 - ④ **競技場における4K・8K等に対応した高度サービス開発と利用ルールのあり方、外国人を地方の観光地に呼び込むためのイベント連携等について、官民連携による実証等を検討。**
 - ▶ トラフィックの集中回避、著作権保護等の課題対応が必要。また、東京と地方をつなぐスタンプラリー等の広域連携、開催期間中における全国統一アプリ・SSID、夏祭り等のイベント情報を提供するプラットフォーム等の検討が必要。
- **以上を通じ、東京五輪のレガシーとして、次代に引き継ぐインフラやサービスを実現。**

(参考)

2020年に向けた社会全体のICT化推進プロジェクト概要

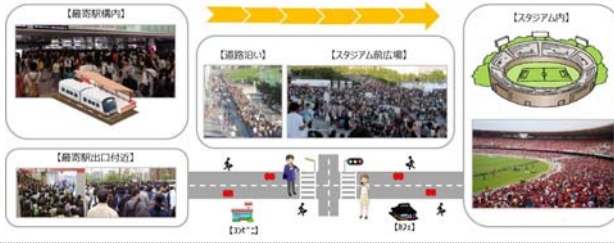
(出典)第3回 2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会 幹事会資料



- 東京五輪に向けたスタジアム等へのWi-Fi環境整備について、バックホール回線の不足やスタジアム周辺の観客動線におけるWi-Fi環境の不備等、事前に十分確認しておくことが重要。
- Wi-Fiで提供される情報の多言語化や災害発生時の情報提供により、訪日外国人が安心できる環境を整備することが重要。
- スタジアムにおけるWi-Fiや4K・8K等を活用した高度なサービスの開発・実証や普及促進、利用ルールのあり方、外国人を地方の観光地に呼び込むためのイベント連携等について、官民連携による実証等を進めることが必要。

スタジアム周辺の観客動線におけるWi-Fi整備

駅の出口付近やスタジアムまでの道沿い等、通信量に応じたWi-Fi未設置箇所のカバーや増設対応、バックホール回線の整備等の検討が必要



災害発生時の避難誘導や災害情報の配信

アラートの高度化等により、災害情報配信における多様なメディアとの連携を推進



Wi-Fiで提供される情報の多言語化の充実

多言語音声翻訳等の最新技術の活用を推進

「VoiceTra4U」の概要



- ・スマートフォン向けアプリとして無料で提供中
- ・iOS、アンドロイドに対応

VoiceTra4Uの機能

- ・27言語間の翻訳、
- ・17言語の音声入力、
- ・14言語の音声出力が可能
- ・5台(5言語)までの音声チャットも利用可能

(出典) 第1回 2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会 資料1-7

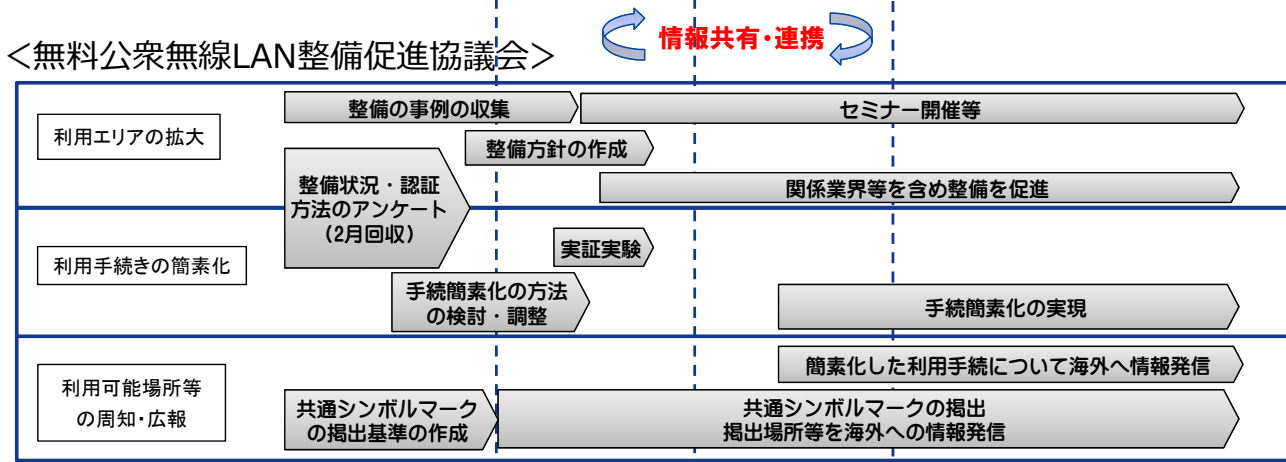
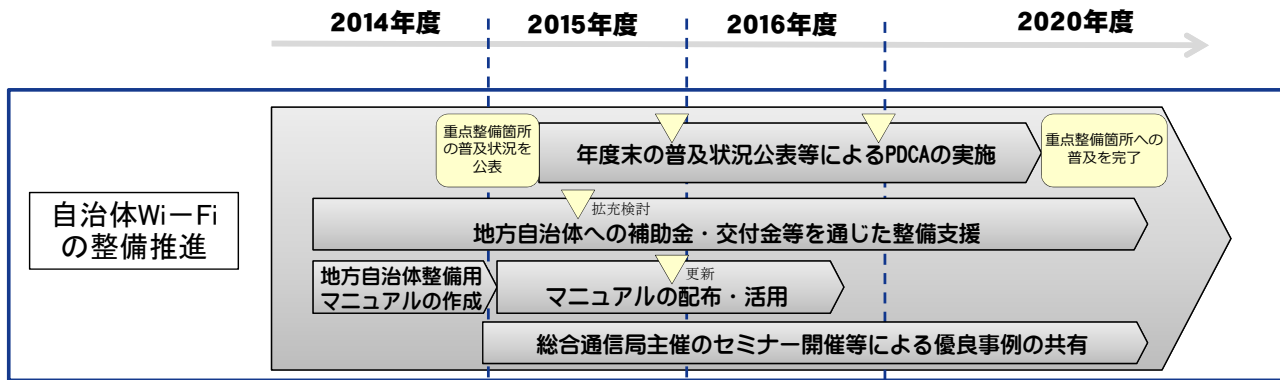
Wi-Fiを活用した競技場における高度サービスの展開

Wi-Fiや4K・8K等を活用した、高度なサービスの開発・実証や普及促進を図るとともに、利用ルールのあり方、東京と地方とのイベント連携等を推進



(出典) 第5回WG シスコシステムズ合同会社提出資料

4 2020年に向けたWi-Fi環境整備のロードマップ



地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会 開催要綱

1 目的

ローカル・アベノミクスを成功に導き、その成果を日本の隅々まで行き渡らせるためには、地方で働き、学び、安心して暮らせる環境をICTの利活用によって実現し、元気で豊かな地方を創生することが重要である。

このような環境を実現するためには、全ての地域でICTの恩恵を受けられるよう光ファイバなどの情報通信基盤を山間地等でも格差なく整備し、テレワークや遠隔教育等の技術を活用することで地方に埋もれている雇用や人材を引き出すとともに、観光地等でのWi-Fi整備により地方の魅力や埋もれた観光資源を積極的に世界へ発信していくことが効果的である。

本研究会では、地域活性化に大きな成果をあげている具体的事例を踏まえつつ、地方の隠れたポテンシャルを引き出すためのテレワークやWi-Fi等の活用の在り方について、推進策等の検討を行う。

2 検討課題

- (1) 地方の雇用や人材を引き出すテレワーク等の推進策の検討
- (2) 地方の魅力や観光資源を発信するWi-Fiの整備計画の検討
- (3) その他

3 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会に座長を置く。
- (3) 座長は、本研究会を招集する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本研究会を招集する。
- (6) 座長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) 座長は、必要に応じ、ワーキンググループを開催することができる。
- (8) 座長は、ワーキンググループの主査を指名することができる。
- (9) その他、本研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

4 議事の公開

- (1) 本研究会の議事及び使用した資料については、次の場合を除き、公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合
- (2) 本研究会終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

5 開催機関

本研究会は、平成26年10月から開催し、半年程度を目途とする。

6 庶務

本研究会の庶務は、情報流通行政局情報流通振興課及び地域通信振興課において行う。

構成員名簿

(敬称略、座長を除き 50 音順。所属については、平成 27 年 3 月末時点。)

座長	須藤 修	東京大学大学院情報学環・学際情報学府 情報学環長・学際情報学府長
	浅川 智恵子	日本アイ・ビー・エム株式会社東京基礎研究所 フェロー
	飯泉 嘉門	徳島県知事
	石戸 奈々子	特定非営利活動法人CANVAS 理事長
	鶴浦 博夫	日本電信電話株式会社 代表取締役社長
	遠藤 信博	日本電気株式会社 代表取締役 執行役員社長
	大南 信也	特定非営利活動法人グリーンバレー 理事長
	川原 均	株式会社セールスフォース・ドットコム 取締役社長兼COO
	國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部 教授
	坂村 健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府 教授
	篠崎 彰彦	九州大学大学院経済学研究院 教授
	高島 宗一郎	福岡市長
	田澤 由利	株式会社テレワークマネジメント 代表取締役
	田中 孝司	KDDI株式会社 代表取締役社長
	谷川 史郎	株式会社野村総合研究所 理事長
	日比野 健	株式会社JTB総合研究所 代表取締役社長
	本田 敏秋	遠野市長
	松山 良一	独立行政法人国際観光振興機構 理事長
	三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授
	山本 正巳	富士通株式会社 代表取締役社長
オブザーバ		内閣官房情報通信技術総合戦略室
		観光庁
		一般社団法人 インターネットプロバイダー協会
		一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
		一般社団法人 日本テレワーク協会
		一般財団法人 全国地域情報化推進協会
		無線LANビジネス推進連絡会

地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会 テレワーク等推進ワーキンググループ 開催要綱

1 目的

本ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会（以下「研究会」という。）の下に設置される検討の場として、地方の雇用や人材を引き出すテレワーク等の推進策について、より専門的な観点から検討を行うことを目的とする。

2 検討課題

- (1) 地方におけるサテライトオフィス等の拠点整備を通じて、埋もれた雇用や人材を発掘し、家族も含めて遠隔からサポートできるような環境の整備
- (2) 女性・高齢者・障がい者等の働き方を大きく変革する先進的なテレワーク環境の整備
- (3) その他地方の雇用や人材を引き出す推進策

3 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本WGに主査を置き、研究会の座長が指名する。
- (3) 主査は、本WGを招集する。
- (4) 主査は、必要に応じ、あらかじめ主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集する。
- (6) 主査は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) 本WGにおいて検討された事項については、主査が取りまとめ、これを研究会に報告する。
- (8) その他、本WGの運営に関し必要な事項は、主査が定める。

4 議事の公開

- (1) 本WGの議事及び使用した資料については、次の場合を除き、公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると主査が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と主査が認める場合
- (2) WG終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

4 開催期間

本WGは、平成26年10月から開催し、半年程度を目途とする。

5 庶務

本WGの庶務は、情報流通行政局情報流通振興課及び情報流通高度化推進室において行う。

構成員名簿

(敬称略、主査を除き 50 音順。所属については、平成 27 年 3 月末時点。)

主査	谷川 史郎	株式会社野村総合研究所 理事長
	会田 和子	株式会社いわきテレワークセンター 代表取締役社長
	天野 浩史	日本マイクロソフト株式会社 パブリックセクター統括本部 官公庁事業本部 イノベーション推進室 シニアインダストリーマネージャー
	石戸 奈々子	特定非営利活動法人CANVAS 理事長
	一瀬 正則	NTT コミュニケーションズ株式会社 ソリューションサービス部 第二ソリューション部門社会基盤ソリューション担当 担当部長
	大南 信也	特定非営利活動法人グリーンバレー 理事長
	川原 均	株式会社セールスフォース・ドットコム 取締役社長兼COO
	菊池 永菜	遠野市健康福祉部特命部長 (地域医療推進監)
	城戸 康行	株式会社ライフネス 代表取締役社長
	葛野 浩史	日本電気株式会社 S I ・サービス市場開発本部 シニアマネージャー
	高木 啓伸	日本アイ・ビー・エム株式会社 東京基礎研究所 アクセシビリティ・リサーチ部長
	田澤 由利	株式会社テレワークマネジメント 代表取締役
	田中 文隆	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉・労働課コンサルタント
	新居 和憲	徳島県政策創造部地域振興局地域創造課集落再生室長
	藤田 元	KDDI 株式会社 理事 渉外・コミュニケーション統括本部 渉外・広報本部長
	松村 茂	東北芸術工科大学 工学博士 教授
	松本 正幸	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 専務理事
オブザーバ		内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室
		厚生労働省
		経済産業省
		国土交通省
		一般社団法人 インターネットプロバイダー協会
		一般社団法人 日本テレワーク協会
		一般財団法人 全国地域情報化推進協会
		特定非営利活動法人 ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム

(以上、25名)

地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会 Wi-Fi 整備推進ワーキンググループ 開催要綱

1 目的

本ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会（以下「研究会」という。）の下に設置される検討の場として、地方の魅力や観光資源を発信するWi-Fiの整備計画について、より専門的な観点から検討を行うことを目的とする。

2 検討課題

- (1) 地方の魅力や埋もれた観光資源を積極的に発信していくための官民連携による観光地等でのWi-Fi整備計画
- (2) 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた観光情報の多言語対応等、地方と世界を効率的に結びつける国際展開方策

3 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本WGに主査を置き、研究会の座長が指名する。
- (3) 主査は、本WGを招集する。
- (4) 主査は、必要に応じ、あらかじめ主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集する。
- (6) 主査は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) 本WGにおいて検討された事項については、主査が取りまとめ、これを研究会に報告する。
- (8) その他、本WGの運営に関し必要な事項は、主査が定める。

4 議事の公開

- (1) 本WGの議事及び使用した資料については、次の場合を除き、公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると主査が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と主査が認める場合
- (2) WG終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

4 開催期間

本WGは、平成26年11月から開催し、半年程度を目途とする。

5 庶務

本WGの庶務は、情報流通行政局地域通信振興課において行う。

(別紙)

構成員名簿

(敬称略、主査を除き 50 音順。所属については、平成 27 年 3 月末時点。)

主査	三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授
	石井 延幸	シスコシステムズ合同会社パブリックセクター事業 営業推進グループ 事業開発部長
	岩崎 孝司	株式会社 Walker47 代表取締役社長
	大内 良久	KDDI 株式会社コンシューマ事業本部 コンシューマ事業企画本部 コンシューマ事業企画部 W i - F i 事業推進室長
	加藤 隆司	独立行政法人国際観光振興機構 理事
	倉谷 裕	株式会社 J T B 総合研究所コンサルティング第 1 部 主任研究員
	越塚 登	東京大学大学院情報学環 教授
	佐々木 昇一	神戸市産業振興局観光コンベンション部 担当課長
	澤村 一行	遠野市経営企画部 管理情報担当課長
	篠崎 彰彦	九州大学大学院経済学研究院 教授
	白木 秀一	福岡市市長室広報戦略室 広報課長
	関 聡司	楽天株式会社 執行役員 渉外室室長
	谷口 一成	ソフトバンクモバイル株式会社 ネットワーク本部ブロードバンドプロダクト統括部 統括部長
	千葉 英世	富士通株式会社政策渉外室 シニアマネージャー
	牧田 拓樹	公益財団法人大阪観光コンベンション協会情報発信担当ディレクター
	三次 仁	慶應義塾大学環境情報学部 准教授
	南川 夏雄	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社 代表取締役社長
	和食 暁	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 常務理事
オブザーバ		観光庁 内閣官房 情報通信技術 (I T) 総合戦略室 無線 L A N ビジネス推進連絡会 一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 一般財団法人 全国地域情報化推進協会 一般財団法人 マルチメディア振興センター

(以上、24名)